## 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
1	川口市	住民基本台帳に関する事務	全項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入 手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するととも に、秘密保持契約を締結している。

### 評価実施機関名

埼玉県川口市長

### 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

### 公表日

令和7年11月27日

[令和6年10月 様式4]

## 項目一覧

Ι	基本情報
(	別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(	別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	別添3)変更簡所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務		
	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。		
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。		
	また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)		
②事務の内容 ※	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載 の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会		
	(グ地方公共団体情報ンステム機構(以下)機構(という。)への本人権総情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認		
	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号カー、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。		
	<中間サーバについて> 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。		
③対象人数	<選択肢> [ 30万人以上 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上		

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)		
	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能		
	2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正 する機能		
	3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能		
	4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能		
②システムの機能	5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する 機能		
	6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能		
	7. 住基ネットとの連携機能 国、県、他自治体と住基ネットを介し連携する機能		
	8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能		
	9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能		
	10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ 〇 ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム		
(回じのアハノムとの)女帆	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[ 〇 ] その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ )		

システム2	
①システムの名称	住基ネット ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基 ネットの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)において管理がな されているため、以降は、住基ネット内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する機能  2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する機能  3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。  4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能  5. 機構への情報照会全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能  6. 本人確認情報シアイルの内容が、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保証情報ファイルの内容が、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保証情報を提供する機能  7. 送付先情報通知:個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書)に同人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書)に同人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書)に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。  8. 個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに適知する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )

システム3				
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)			
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能			
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 就務システム [ ] 税務システム [ O ] その他 (中間サーバ )			
システム4				
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)			
②システムの機能	<ol> <li>1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能</li> <li>2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能</li> <li>3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能</li> <li>4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能</li> <li>5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能</li> </ol>			
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ○] 既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ○] 税務システム</li> <li>[ ○] その他 (個別業務システム</li> </ul>			

バ ・理機能 里機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人 るために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能
里機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人
!会機能 会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び 受領(照会した情報の受領)を行う機能
供機能 は機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情 け象)の提供を行う機能
ステム接続機能 -バと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内 是供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機
供等記録管理機能 し情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能
供データベース管理機能 、情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能
送受信機能 -バと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等 連携するための機能
リティ管理機能 し情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与さ 署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情 ットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能
証・権限管理機能 - バを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連 - のアクセス制御を行う機能
テム管理機能 状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
「報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム
『報復版ペットワークシステム [ O] 既存住民基本台帳システム
では、本のでは、アンス・ム [ 0] 既存に氏を本のでした。 では、これでは、
その他( )

システム6			
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム		
②システムの機能	<ul><li>1. 連携機能 既存住基システムから異動情報を連携し、住民票の写し等の証明書に記載する情報を更新する機能</li><li>2. 証明書発行機能 証明書交付センターからの要求に応答して連携したデータに基づき証明書の作成を行う機能</li></ul>		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ O ]税務システム [ O ]その他 (証明書交付センター、戸籍システム )		
システム7			
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能		
②システムの機能	【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能		
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ]税務システム</li> <li>[ ]その他 ( )</li> </ul>		
システム8			
①システムの名称	窓口DXSaaS(書かない窓口システム)		
②システムの機能	1 申請書の自動作成機能 窓口における申請内容の聞き取りやマイナンバーカード等の読み取りにより、必要事項をシステムに入力することで、申請書を自動作成する機能 2 基幹系システムとのデータ連携機能 基幹系システムから書かない窓口システムへのデータの取り込みや書かない窓口システムから基幹系システムへのデータ連携機能 3 手続案内機能 ライフイベントごとに設定された質問に答えることで、必要な手続きを洗い出し、一覧表に出力することで案内する機能 4 ワンスオンリー機能 聞き取りやマイナンバーカード等の読み取りにより作成した申請内容を複数の窓口で何度も聞き取ることなく、繰り返し活用する機能		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )		

### 3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

①事務実施上の必要性

#### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

(1)住民基本台帳ファイル

番号法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号整備法」という)第16条により、個人番号が住民基本台帳の記載事項(住基法第7条第8の2号)であるため。

#### (2)本人確認情報ファイル

本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

- ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、 区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。
- ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。
- ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。
- ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。
- ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。
- ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。

#### (3)送付先情報ファイル

市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)

#### ②実現が期待されるメリット

・住民基本台帳は、住民に関する事務処理の基礎となるもので、個人番号により異なる制度間での給付・受給情報の正確な確認が行え、きめ細かな社会保障制度の実現が可能となる。

・住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)・利便性の向上につながることが見込まれる。・個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。

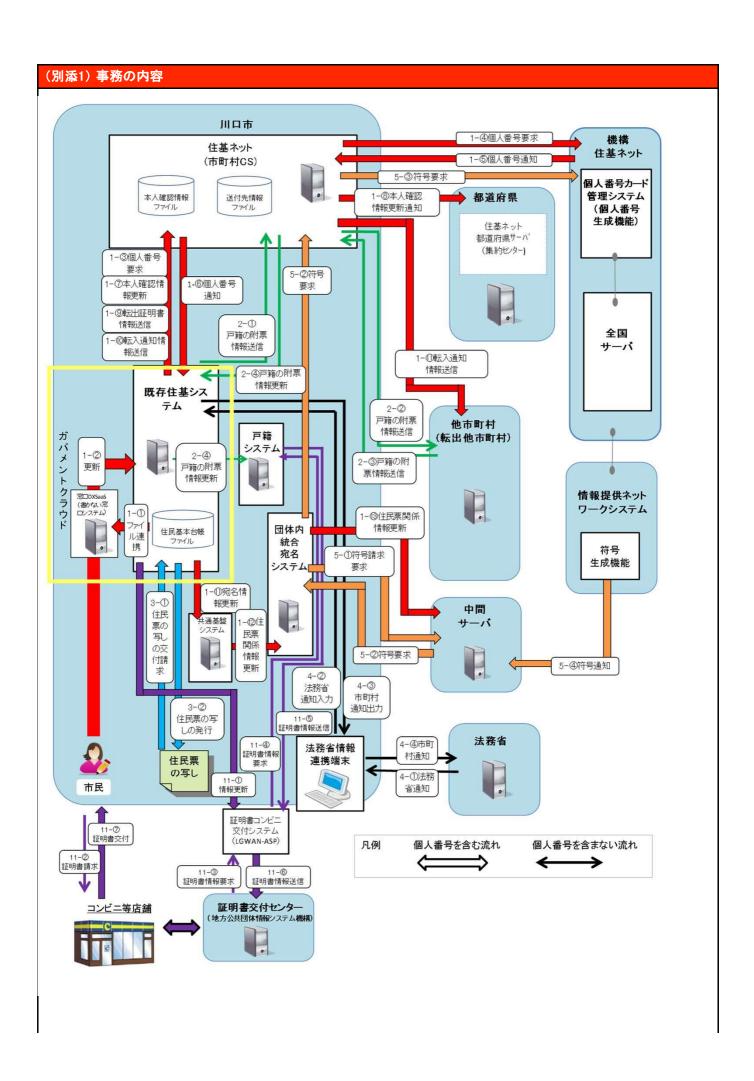
#### 5. 個人番号の利用 ※

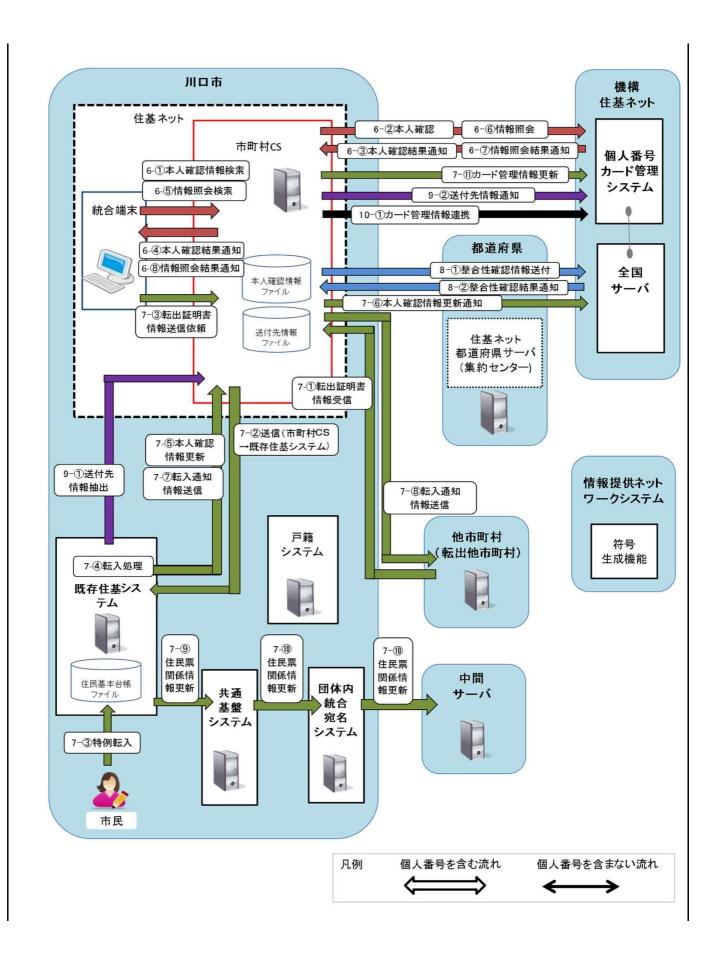
法令上の根拠

- 1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)
- 第7条(指定及び通知)
- ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号)
- 第5条(住民基本台帳の備付け)
- ・第6条(住民基本台帳の作成)
- ·第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10
- (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12
- (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

#### -9-

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※			
①実施の有無	<選択肢>		
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報連携主務省令) 第2条の表  第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)  【情報照会の根拠】 なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)		
7. 評価実施機関における担当部署			
①部署	川口市 市民生活部市民課		
②所属長の役職名	市民課長		
8. 他の評価実施機関			





#### (備者)

- 1. 住民異動に伴う個人番号の生成、変更、本人確認情報の更新に関する事務(特例転入以外)
  - 1-① 住民基本台帳ファイルから窓口DXSaaS(書かない窓口システム)にデータ連携する。
  - 1-② 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付け、窓口DXSaaS(書かない窓口システム)を通し、市の既存住基システムを更新する。
  - 1-③ 出生等による個人番号の新規付番や個人番号の変更請求があった場合、住基ネットを通じて市町村CSに対し、当該住民の個人番号の生成、変更要求を行う。
  - 1-④ 機構に対し、当該住民の個人番号の生成、変更要求を行う。
  - 1-5 機構により生成された個人番号の通知情報を受信する。
  - 1-⑥ 個人番号の通知情報を住基ネットを通じて市町村CSから受信し、既存住基システムにおいて、通知された個人番号の更新を行う。
  - 1-⑦ 更新された既存住基システムの住民情報を基に、住基ネットを通じて市町村CSの本人確認情報を更新する。
  - 1-8 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
  - 1-9 特例転出の届出がある場合、住基ネットを通じて転出証明書情報を市町村CSに送信する。
  - 1-⑩ 他市町村からの転入の場合、住基ネットを通じて転入通知情報を市町村CSに送信する。
  - 1-① 転入通知情報を市町村CSより他市町村へ送信する。
  - 1-12 更新された既存住基システムの住民情報について、共通基盤システムの宛名情報を更新する。
  - 1-③ 更新された既存住基システムの住民情報について、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバの住民票関係情報 を更新する。

#### 2. 住民異動に伴う戸籍の附票情報更新に関する事務

- 2-① 住民より住所異動の届出があり、本籍地が市外の場合、住基ネットを通じて市町村CSに戸籍の附票情報を送信する。
- 2-② 市町村CSより本籍地がある他市町村に対して、戸籍の附票情報を送信する。
- 2-③ 他市町村で住民異動の届出があり本籍地が本市の場合、他市町村より戸籍の附票情報が送信される。
- 2-④ 他市町村より戸籍の附票情報が送信された場合、また、住民より住所異動の届出があり本籍地が市内の場合、戸籍システムで戸籍の附票情報を更新する。

#### 3. 住民票の写しの発行に関する事務

- 3-① 住民より住民票の写しの交付請求を受け付ける。
- 3-② 既存住基システムより住民票の写しを発行する。

#### 4. 外国人住民に対する法務省通知、市町村通知に関する事務

- 4-① 法務省情報連携端末より法務省通知を受信する。
- 4-② 法務省通知を既存住基システムへ取り込み、外国人住民の情報を更新する。
- 4-③ 既存住基システムより外国人住民に関する市町村通知を作成し、出力する。
- 4-④ 法務省情報連携端末より市町村通知を送信する。

#### 5. 情報提供用個人識別符号の取得に関する事務

- 5-① 団体内統合宛名システムより個人番号と団体内統合宛名番号のペアデータを中間サーバに送信する。
- 5-② 中間サーバにより生成された処理通番と個人番号のペアデータを、団体内統合宛名システムを経由し市町村CSに対し情報提供用個人 識別符号の取得要求を行う。
- 5-③ 機構に対し、情報提供用個人識別符号の取得要求を行い、情報提供ホットワークシステム内で情報提供用個人識別符号を生成する。
- 5-④ 中間サーバに対し、情報提供用個人識別符号を通知する。

- 6. 本人確認に関する事務及び機構への情報照会に係る事務
  - 6-(1). 住民からの申請等に基づき、統合端末より本人確認情報を検索する。
  - 6-②. 本人確認対象者が市外の住民等の場合、全国サーバに対して本人確認を行う。
  - 6-③. 全国サーバからの検索結果を送信する。
  - 6-④. 統合端末に対し、全国サーバまたは市町村CS内の検索結果を通知する。
  - 6-5. 住民からの申請等に基づき、統合端末より情報照会を実施する。
  - 6-⑥. 本人確認対象者が市外の住民等の場合、機構に対して情報照会を実施する。
  - 6-⑦. 機構からの検索結果を受領する。
  - 6-8. 統合端末に対し、機構または市町村CS内の情報照会結果を通知する。

#### 7. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 7-①. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 7-②. 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
- 7-③. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「6. 本人確認に関する事務及び機構への情報照会に係る事務」を参照)を行う。
- ※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
- ※7-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、7-①・②を行う。
- 7-4. 既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
- 7-(5). 既存住基システムにて更新された住民情報を基に、住基ネットを通じて市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 7-⑥. 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
- 7-⑦. 他市町村からの転入の場合、転入通知情報を住基ネットを通じて市町村CSに送信する。
- 7-(8). 転入通知情報を市町村CSより他市町村へ送信する。
- 7-(9). 更新された既存住基システムの住民情報について、共通基盤システムの宛名情報を更新する。
- 7-(10). 更新された既存住基システムの住民情報について、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバの住民票関係情報を更新する。
- 7-①. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

#### 8. 本人確認情報整合に係る事務

- 8-①, 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 8-② 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CS分の整合性確認用の本人確認情報との整合性確認を行い、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

#### 9. 送付先情報通知に関する事務

- 9-①. 既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出し、住基ネットを通じて市町村CSに送信する。
- 9-②. 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

#### 10. 個人番号カード管理システムとの情報連携

10-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

#### 11. 証明書コンビニ交付システムとの情報連携

- 11-①. 住民票関係情報は、随時で更新を行う。
- 11-2. 市民がコンビニ等店舗で証明書の請求を行う。
- 11-③. 地方公共団体情報システム機構上の証明書交付センターから証明書コンビニ交付システムに対し、証明書情報の要求を行う。
- 11-④. 証明書コンビニ交付システムから戸籍システムに対し、証明書情報の要求を行う。
- 11-⑤. 戸籍システムから証明書コンビニ交付システムに対し、証明書情報を送信する。
- 11-⑥. 証明書コンビニ交付システムから地方公共団体情報システム機構上の証明書交付センターに対し、証明書情報を送信する。
- 11-⑦. コンビニ等店舗で市民に証明書を交付する。

※住民票関係の証明書交付は $2 \rightarrow 3 \rightarrow 6 \rightarrow 7$ 、戸籍関係の証明書交付は $2 \rightarrow 3 \rightarrow 4 \rightarrow 5 \rightarrow 6 \rightarrow 7$ で行う。

### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑥事務担当部署

市民課

#### 1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル ] 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] ③対象となる本人の範囲 ※ 住民基本台帳に記載される者 住基法による その必要性 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [ 100項目以上 ] •識別情報 [ 〇 ] 個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [ 〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 •業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [ ]地方税関係情報 ]健康•医療関係情報 [ 〇 ] 医療保険関係情報 [〇]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 ]生活保護・社会福祉関係情報 [〇]介護・高齢者福祉関係情報 ]雇用·労働関係情報 [ 〇 ] 年金関係情報 [ 〇 ] 学校·教育関係情報 ] 災害関係情報 [〇]その他 (選挙人情報 ) その妥当性 住基法による住民基本台帳記載事項のほか、事務処理上必要な情報であるため 全ての記録項目 別添2を参照。 5保有開始日 平成27年6月

3. 特定	個人情	青報の入手・	使用
			[〇]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[ ]評価実施機関内の他部署 ( )
			[O]行政機関·独立行政法人等 (機構 )
	. ×		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村 )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他( )
			[ <b>O</b> ] 紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
②入手方	法		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
	, ,,,		[  ]情報提供ネットワークシステム
			[〇]その他 (住基ネット、サービス検索・電子申請機能等)
③入手の	)時期・	頻度	住民基本台帳の届出のあった時
④入手に	係る妥	当性	住基法に基づく事務のため
⑤本人へ	の明示	<del>,</del>	番号法第9条、番号整備法第16条(住民基本台帳法第7条8の2号)等、法に基づく処理
⑥使用目	的 ※		住民基本台帳に記載するため
	変更の	の妥当性	-
⑦使用の	· · ·主体	使用部署	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、東川口駅前行政センター、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、情報政策課、税制課、納税課、市民税課、固定資産税課、国民年金課、生活福祉1課、生活福祉2課、介護保険課、障害福祉課、子育て支援課、子育て相談課、保健所地域保健センター、国民健康保険課、高齢者保険事業室
	<b>у — гт</b>	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・届出や職権等に基づき、住民票の記載及び記載事項の修正を行う。 ・他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をした場合、他市町村への通知を行う。 ・本人等の請求に基づき、住民票の写し等の交付を行う。 ・住所地市町村以外の市町村長への住民票の写し請求に基づき、住民票の写しに関する情報を請求先の市町村長に通知する。 ・住民票の記載及び記載事項の修正を行った場合、本人確認情報を都道府県知事へ通知する。 ・転入届の特例による転入地市町村長からの通知に基づき、転出証明書情報の通知を行う。 ・住民に関する事務処理において使用する宛名情報を提供する。 ・番号法別表に掲げる事務を処理するため住民票関係情報を同一機関内において移転をする。 ・情報提供ネットワークシステムを介し情報照会者へ住民票関係情報を提供する。
	情報(	の突合 ※	<ul><li>・申請書に記載された個人番号を住民基本台帳ネットワークにより真正性の確認を行う。</li><li>・個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類により突合を行う。</li><li>・転出証明書により突合を行う。</li></ul>
情報の統計分析 ※		の統計分析	人口統計は行うが、個人番号による統計は行わない
権利利益に影響を与え得る決定 ※			なし
9使用開始日			平成27年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 7)件		
委託事項1		市民課証明等発行業務		
①委託内容		証明発行業務、住民票関係入力業務、戸籍関係入力業務		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住民基本台帳に記載される者		
	その妥当性	住民基本台帳に記載するためには個人番号の取り扱いが必要		
③委託先における取扱者数		<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (端末機による操作 )		
⑤委詰	<b>モ先名の確認方法</b>	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。		
<b>⑥委</b> 言	<del>〔</del> 先名	株式会社 アイネスリレーションズ		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。		
	9再委託事項	証明発行業務、住民票関係入力業務、戸籍関係入力業務		

委託事項2		川口駅前行政センター証明発行等業務
①委託内容		証明書等発行業務、入力業務、収納業務、フロア案内業務、戸籍通知及び報告業務
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 2)特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	住民基本台帳に記載される者
	その妥当性	住民基本台帳に記載するためには個人番号の取り扱いが必要
③委言	<b>そ先における取扱者数</b>	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>10人以上50人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (端末機による操作 )
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 セイビ埼玉
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		システム保守業務				
①委託内容		既存住基システムの保守				
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住民基本台帳に記載される者				
	その妥当性	保守業務の範囲は、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。				
③委託先における取扱者数		<選択肢>				
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( 既存住基システム )				
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。				
⑥委訂	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	日本電気株式会社 関東甲信越支社				
⑦再委託の有無 ※		<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。				
	⑨再委託事項	システム保守業務				

委託事項4		証明書コンビニ交付システムのサービス利用
①委託内容		証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 [ 特定個人情報ファイルの一部 ] 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住民基本台帳に記載される者
	その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイルの一部を委託の対象にする必要がある。 本市の証明書コンビニ交付システムはLGWAN-ASPによるクラウドサービスとして導入することにより、 災害時等における業務の継続性、コスト低減及び効率的な保守・運用を行うことが可能となる。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙         [ O] その他 (LGWANIこよる暗号化 )
⑤委討	<b>£先名の確認方法</b>	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
<b>⑥委</b> 語	<del></del>	株式会社TKC
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務

委託事項5		ガバメントクラウド環境構築業務			
①委託内容		ガバメントクラウドへの住民記録システム環境構築・データ移行			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	住民基本台帳に記載される者			
	その妥当性	構築業務の範囲は、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (住基システム )			
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。			
<b>⑥委</b> 語	·····································	日本電気株式会社 関東甲信越支社			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。			
	⑨再委託事項	ガバメントクラウドへの住民記録システム環境構築・データ移行			

委託事項6		東川口駅前行政センター証明発行等業務			
①委託内容		証明書等発行業務、入力業務、収納業務、フロア案内業務、戸籍通知及び報告業務			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	住民基本台帳に記載される者			
	その妥当性	住民基本台帳に記載するためには個人番号の取り扱いが必要			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (端末機による操作 )			
<b>⑤委</b> 詞	モ	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。			
⑥委託先名		株式会社TSビルマネジメント			
亩	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

委託事項7		川口市マイナンバーカード交付関連業務			
①委託内容		マイナンバー窓口運営業務、電子証明書更新臨時窓口運営業務			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住民基本台帳に記載される者			
	その妥当性	住民基本台帳に記載するためには個人番号の取り扱いが必要			
③委託先における取扱者数		<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (端末機による操作 )			
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。			
<b>⑥委</b> 言	<b></b> 任先名	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。			
9再委託事項		マイナンバー窓口運営業務、電子証明書更新臨時窓口運営業務			

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 60 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 36 ) 件 [ ] 行っていない					
提供先1	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙 II -5-1参照)					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省令第2条(別紙Ⅱ-5-1参照)					
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省令第2条の表に定める事務(別紙Ⅱ−5−1参照)					
③提供する情報	住民票関係情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住民基本台帳に記載される者					
⑥提供方法	[ O] 情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )       )					
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があるとき					
移転先1	番号法第9条第1項別表の左欄に掲げる者(別紙Ⅱ-5-2を参照)					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙Ⅱ-5-2を参照)					
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表の右欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-2を参照)					
③移転する情報	住民票関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	住民基本台帳に記載される者					
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )					
⑦時期·頻度	住民基本台帳更新の都度					

移転先2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務(別紙 II -5-3を参照)				
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条				
②移転先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務(別紙 II -5-3を参照)				
③移転する情報	住民票関係情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	住民基本台帳に記載される者				
	[ 〇 ] 庁内連携システム [ ] 専用線				
(6)移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
@19#4\J\Z	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙				
	[ ]その他 ( )				
⑦時期·頻度	住民基本台帳更新の都度				

6. 特定個人情報の保管・消	法
4	<川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パスワードの認 証が必要。
(可以 第二十 ···································	くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
<ul><li>.</li><li>.</li><li>.</li></ul>	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
。 行 ·	<証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> 証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を 行っている。 ・システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。 ・停電等によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に新ガス系消化設備を備えている。 ・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。
期間 ②保管期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 (1)1年未満 2)1年 3)2年 (2)1年 3)2年 (2)1年 3)2年 (3)2年以上 5)4年 6)5年 (3)20年以上 10)20年以上 20年未満 9)20年以上 10)205れていない
その妥当性	主民基本台帳に記載されている限り保管が必要。住民票消除後150年間は法定保存期間。
勝火 < ① ic	〈川口市における措置〉 除票となってから150年間でシステムで論理消去。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解 処理を行う。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データ は国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去 することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの 復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実に データを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウ ※へ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用 しなくなった環境の破棄等を実施する。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 〈証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置〉 ・証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置〉 ・証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置〉 ・証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを補完するようシステムを制御しているため、消除されたデータについては、自動的に消去される。
7. 偏有	

(別紙	.Ⅱ -5-1) 番号法第1	19条第8号	に基づく情報連携主務省令第2条に定める情報照会者
No.	情報照会者	法令上の 根拠 (項番)	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事 務であって第七条で定めるもの
5	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
6	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、 里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等 給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
7	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるも の
8	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害 児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供 に関する事務であって第十七条で定めるもの
9	都道府県知事又は市 町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定める もの
10	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
11	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
12	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
13	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
14	公営住宅法第二条第 十六号に規定する事 業主体である都道府県 知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
15	日本私立学校振興·共 済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五 十九条で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共 済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条 で定めるもの
17	文部科学大臣又は都 道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の 支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
18	都道府県教育委員会 又は市町村教育委員 会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で 定めるもの
19	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
20	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの

21	市町村長又は 国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
22	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保 険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
23	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
24	住宅地区改良法第二 条第二項に規定する 施行者である都道府県 知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
25	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
26	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるも の
27	地方公務員共済組合 又は全国市町村職員 共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
28	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八 十八条で定めるもの
29	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
30	厚生労働大臣又は 都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務で あって第九十三条で定めるもの
31	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又 は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であっ て第九十四条で定めるもの
32	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
33	市町村長(児童手当法 第十七条第一項の表 の下欄に掲げる者を含 む。)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるも の
34	市町村長	108	災害       災害       宇       宗       宗       宗       宗       宗        宗
35	厚生労働大臣	110	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に 関する事務であって第百十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの
37	後期高齢者医療広域 連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
38	厚生労働大臣	118	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる 政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で 定めるもの
39	特定優良賃貸住宅の 供給の促進に関する 法律第十八条第二項 に規定する賃貸住宅 の建設及び管理を行う 都道府県知事又は市 町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第 百二十六条で定めるもの
40	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの

41	平成八年法律第八十 二号附則第三十二条 第二項に規定する存 続組合又は平成八年 法律第八十二号附則 第四十八条第一項に 規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
42	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって第百三十四条で定めるもの
43	都道府県知事	136	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの
44	都道府県知事又は保 健所を設置する市(特 別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
45	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
46	独立行政法人 日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給 に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
47	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
48	都道府県知事又は市 町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
49	厚生労働大臣	149	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるもの
50	厚生労働大臣	150	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府 県知事又は都道府県 教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
53	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
54	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
55	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百 六十条で定めるもの
56	公的給付の支給等の 迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座 の登録等に関する法 律第十条に規定する 特定公的給付の支給 を実施する行政機関の 長等	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの

57	地域優良賃貸住宅制度工作力に対して、   地域優良賃貸住力の   一月、   一月	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六 十五条で定めるもの
58	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
59	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
60	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの

(別細	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9条第1項別表に定める事務			
No.	移転先	法令上の 根拠 (項番)	移転先における用途	
1	障害福祉課	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
2	子育て相談課	10	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施 に関する事務であって主務省令で定めるもの	
3	保健所地域保健センター	14	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
4	障害福祉課	21	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
5	生活福祉1課・2課	23	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
6	税制課、納税課、市民 税課、固定資産税課、 国民健康保険課、国保 収納課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
7	住宅政策課	27	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
8	学校保健課	40	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に 関する事務であって主務省令で定めるもの	
9	国民健康保険課 国保収納課	44	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又 は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
10	障害福祉課	51	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
11	住宅政策課	52	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。) の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事 務であって主務省令で定めるもの	
12	危機管理課	55	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務 省令で定めるもの	
13	子育で支援課	56	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
14	長寿支援課	61	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
15	子育て支援課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
16	子育て支援課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める もの	
17	障害福祉課	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童 扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
18	障害福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	

19	保健所地域保健センター	70	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子育て支援課	81	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	高齢者保険事業室	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同 法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの
22	生活福祉1・2課	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付 等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	介護保険課	100	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	保健所疾病対策課	105	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
25	保健総務課 保健所地域保健セン ター	111	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	障害福祉課	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	子育て支援課 保育幼稚園課	127	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	生活福祉1課	135	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令 で定めるもの

# (別紙Ⅱ-5-3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務

No.	移転先	移転先における事務
1	生活福祉1課・2課	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの(以下「生活保護関係事務」という。)
2	介護保険課	介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって 規則で定めるもの
3	障害福祉課	川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	障害福祉課	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に 関する事務であって規則で定めるもの
5	子育て支援課	川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	子育て支援課	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する 事務であって規則で定めるもの
7	住宅政策課	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8	指導課 学校保健課	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

2. 基本	情報					
①ファイルの種類 ※		<選択肢>				
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む				
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。				
④記録される項目		<選択肢> [ 10項目以上50項目未満 ] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上				
	主な記録項目 ※	・識別情報				
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。				
	全ての記録項目	別添2を参照。				
⑤保有開始日		平成27年6月				
⑥事務担当部署		市民課				

3. 特定	個人情	報の入手・	使用
			[ ]本人又は本人の代理人
			[ ]評価実施機関内の他部署 (     )
			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
	①入手元 ※		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[O]その他 (自部署)
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
②入手方	-:+		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
②八十万	江		[  ]情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (既存住基システム)
③入手の	)時期•頻	頁度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
④入手に係る妥当性		当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステム
			である住基ネットに格納する必要があるため。
⑤本人への明示			市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。
⑥使用目的 ※			住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に 更新・管理・提供する。
	変更の	)妥当性	-
⑦使用の	)主体	使用部署 <mark>※</mark>	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、東川口駅前行政センター、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、情報政策課、納税課、市民税課、固定資産税課、生活福祉1課、生活福祉2課、介護保険課、障害福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、国民健康保険課、国保収納課、指導課
		使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS)・都道府県サーバ)。・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバン全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバン全国サーバ)。
	情報の突合 ※		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
情報の統計分析 ※		)統計分析	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし

9使用開始日		平成27年6月1日				
4. 特	定個人情報ファイルの					
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       2) 件				
委託事項1		システム保守業務				
①委託内容		住基ネットの保守				
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲」と同じ				
	その妥当性	保守業務の範囲は、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。				
③委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (住基ネット )				
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。				
⑥委託先名		日本電気株式会社 関東甲信越支社				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない				
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委語申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先におして、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部におけ決裁を経た後に承認することとする。				
	⑨再委託事項	システム保守業務				

委託事項2		川口市マイナンバーカード交付関連業務						
①委託	托内容	マイナンバー窓口運営業務、電子証明書更新臨時窓口運営業務						
	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部						
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住民基本台帳に記載される者						
	その妥当性	住民基本台帳に記載するためには個人番号の取り扱いが必要						
③委訂	<b>f先における取扱者数</b>	<選択肢> 「10人以上50人未満 10人以上50人未満 200人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 400人以上500人未満 500人以上1,000人未満 601,000人以上						
	£先への特定個人情報 レの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (端末機による操作 )						
⑤委託	<b>光先名の確認方法</b>	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。						
<b>⑥委</b> 語	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社						
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない						
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。						
	⑨再委託事項	マイナンバー窓口運営業務、電子証明書更新臨時窓口運営業務						

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 2)件 []移転を行っている ( )件
使供・移転の有無	[ ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	<ul><li>・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。</li><li>・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。</li></ul>
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少挺换刀</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[O]その他 (住基ネット)
	1010の地(圧塞が) )
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
⑦時期·頻度 提供先2	
	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。都道府県及び機構
提供先2 ①法令上の根拠	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。 都道府県及び機構 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。都道府県及び機構 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日  <選択肢> 1) 1万人未満
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。都道府県及び機構 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日  <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。都道府県及び機構 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。 都道府県及び機構 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。 都道府県及び機構 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。 都道府県及び機構 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人よ満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲」と同じ 「 ]情報提供ネットワークシステム

6. 特定個人情	6. 特定個人情報の保管・消去								
		<川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パスワ証が必要。							
①保管場所 ※		・中間+ への入 ・特定個	〔中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室 、の入室を厳重に管理する。 持定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップも - -タベース上に保存される。						
	期間	[	20年以上	]	<選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 4)3年 5)4年 6)5年 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない				
②保管期間	その妥当性	•住民票	真の記載の修正	前の本人	、確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 、確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第 間(150年間)保管する。				
③消去方法		本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。							
7. 備考	7. 備考								

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

(=) (=) (=)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢>
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	9)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	<選択肢> [ 50項目以上100項目未満 ] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報  [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ ]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報  [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等)  [〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ]国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 [ ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報 [ ]災害関係情報
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通 知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民課

3. 特定	個人情	報の入手・	使用
			[ ]本人又は本人の代理人
		[ ]評価実施機関内の他部署 ( )	
017- **			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
①入手元	C **		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[〇]その他 (自部署)
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
@ 7 T +	_ \_		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
②入手方	」法		[ ]情報提供ネットワークシステム
			[〇]その他 (既存住基システム)
③入手の時期・頻度		<b>頁度</b>	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。 個人番号カード交付申請書に係る送付先情報は、新たに個人番号交付申請書を作成する必要が生じた 場合、または住民の氏名、住所、生年月日、在留期間等に変更があった場合に都度入手する。
④入手に係る妥当性		当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。
⑤本人への明示			個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務を機構へ一部委任することについては、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。に記載されている。
⑥使用目	1的 ※		個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
	変更の	O妥当性	-
		使用部署	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、東川口駅前行政センター、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター
⑦使用の	D主体	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※ 権利利益に影響を 与え得る決定 ※		)突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
		)統計分析	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。
			該当なし。
9使用開	開始日		平成27年10月5日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
委託(	D有無 <mark>※</mark>	[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 1)件						
委託	事項1	システム保守業務						
①委詢	托内容	住基ネットの保守						
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部						
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲」と同じ						
	その妥当性	保守業務の範囲は、システム上保有する全てのファイルを取扱うため。						
③委言	<b>千先における取扱者数</b>	<選択肢>						
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (住基ネット)						
⑤委言	<b>モ先名の確認方法</b>	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。						
⑥委託先名		日本電気株式会社 関東甲信越支社						
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない						
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。						
	9再委託事項	システム保守業務						

5. 特定個人情	青報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無		[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件						
		[ ] 行っていない						
提供先1		機構						
①法令上の根拠	<u>r</u>	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)						
②提供先におけ	る用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく 委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。						
③提供する情報	ł	「Ⅱ-2-④記録される項目」と同じ。						
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報 本人の範囲	の対象となる	「Ⅱ-2-③対象となる本人の範囲」と同じ。						
⑥提供方法		[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ O]その他 (住基ネット       )						
⑦時期・頻度		個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。						
6. 特定個人作	青報の保管・済	消去						
①保管場所 ※		<川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップも						
		データベース上に保存される。						
②保管期間	期間	<選択肢>						
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ 上、速やかに削除することが望ましいため。						
③消去方法		保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕 組みとする。						
7. 備考								

### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル

最新個	人	60	転出先住所CD	129	旧氏名カナ	3	項番
項番		61	転出先住所	130	電話番号	4	住民票コード
1	個人番号	62	転出先方書	131	メールアドレス	5	住民票コード区分
2	版数	63	転出先郵便番号	132	外国人配偶者	6	作成年月日
3	世帯番号	64	転出先住所設定区分		DVフラグ	7	作成時刻
4	住民種別CD	65	転出先世帯主氏名	134	DV申請年月日	8	更新年月日
5	住民状態CD	66	転出予定年月日		DV決定年月日	9	更新時刻
6	氏名カナ	67	転出予定届出年月日	100000000000000000000000000000000000000	DV終了年月日	履歴 3	見住所
7	氏名	68	転出確定住所CD		異動制御区分	項番	
8	AL氏名カナ	69	転出確定住所		出力順位	1	個人番号
9	AL氏名		転出確定方書		証明書発行制御区分	2	版数
10	通称名カナ		転出確定郵便番号		閲覧台帳制御区分	3	項番
11	通称名	_	転出確定世帯主氏名		広域交付制御区分	4	住所CD
	併記名	73	転出確定年月日	1,000,000	発行制御区分	5	住所
	性別CD		転出確定通知年月日		受付番号	6	方書
14	生年月日	1200	転出確定事由CD	-	更新年月日	7	郵便番号
15	住民票コード	76	転出確定届出通知区分		更新時刻	8	行政区CD
16	住民票コード区分	77	住民でなくなった年月日		旧市区町村識別CD	9	投票区CD
17	住所CD	78	日頃フラグ		市区町村識別CD	10	中学校CD
- 10000		S. 100 S.	住民でなくなった届出年月日	-			小学校CD
18	住所	_			仮更新フラグ	11	
19	方書	80	住民でなくなった事由CD		制度個人番号	12	住所を定めた異動年月日
20	郵便番号	81	住民でなくなった届出通知区分		旧氏設定有無	13	住所を定めた届出年月日
_	行政区CD		減異動理由CD		旧氏漢字		住所を定めた異動事由CD
	投票区CD	_	最終住民登録地CD		旧氏カナ	15	住所を定めた届出通知区分
	中学校CD	-	最終住民登録地住所		固人氏名	16	職権フラグ
10000000	小学校CD		最終住民登録地方書	項番		17	作成年月日
1000	住所を定めた異動年月日	86	最終住民登録地郵便番号	1	個人番号	18	作成時刻
26	住所を定めた届出年月日	87	最終住民登録地世帯主氏名	2	版数	19	更新年月日
27	住所を定めた異動事由CD	88	備考年月日	3	項番	20	更新時刻
28	住所を定めた届出通知区分	89	備考	4	氏名カナ	履歴」	世帯主
29	世帯主氏名カナ	90	異動年月日	5	氏名	項番	項目名
30	世帯主氏名	91	届出年月日	6	AL氏名カナ	1	個人番号
31	事実上の世帯主氏名	92	異動事由CD	7	AL氏名	2	版数
32	続柄CD	93	戸籍異動事由CD	8	作成年月日	3	項番
33	住民となった異動年月日	94	届出通知区分	9	作成時刻	4	世帯主氏名カナ
34	住民となった届出年月日	95	全部一部区分	10	更新年月日	5	世帯主氏名
35	住民となった異動事由CD	96	本来の住民日	11	更新時刻	6	作成年月日
36	住民となった届出通知区分		本来の届出日	履歴		7	作成時刻
37	増異動理由CD		住民票作成年月日	項番		8	更新年月日
38	筆頭者	_	住民票作成事由CD	1	個人番号	9	更新時刻
39	本籍CD	_	改製年月日	2	版数		事実世帯主
	本籍名称		改製事由CD	3	項番	項番	
	本籍郵便番号		改製番号	4	性別CD		個人番号
-	転入前住所CD	_	除票番号	5	作成年月日	2	版数
	転入前住所	_	混合世帯用続柄CD	6	作成時刻	3	項番
		-				-	1 T 1
	転入前方書		世帯区分		更新年月日	_	事実上の世帯主氏名
-	転入前郵便番号		国籍CD		更新時刻	5	作成年月日
	転入前異動年月日		外国人住民年月日		生年月日	6	作成時刻
	転入前届出年月日	_	外国人住民届出日	項番		7	更新年月日
	転入前異動事由CD	_	第30条45規定区分	1	個人番号	8	更新時刻
	転入前住所設定区分		在留資格CD	2	版数	履歴	
50	転入前世帯主氏名		在留期間	3	項番	項番	- Maintain (A)
	前住所CD		在留期間満了日	4	生年月日	1	個人番号
51	720100		在留カード等番号	5	作成年月日	2	版数
51 52	前住所	_			//c cサロキカリ		₩E 377.
51	前住所 前住所方書	_	在留カード等番号区分	6	作成時刻	3	項番
51 52	前住所	122		6 7	更新年月日	3	規番 続柄CD
51 52 53 54	前住所 前住所方書	122 123	在留カード等番号区分	1176			
51 52 53 54	前住所 前住所方書 前住所郵便番号	122 123 124	在留カード等番号区分 交付年月日	7	更新年月日	4	続柄CD
51 52 53 54 55	前住所 前住所方書 前住所郵便番号 前住所異動年月日	122 123 124 125	在留カード等番号区分 交付年月日 有効期間等	7	更新年月日 更新時刻 主民票コード	4 5	続柄CD 作成年月日
51 52 53 54 55 56	前住所 前住所方書 前住所郵便番号 前住所異動年月日 前住所届出年月日	122 123 124 125 126	在留力一ド等番号区分 交付年月日 有効期間等 消除異動事由CD	7 8 履歴_1	更新年月日 更新時刻 主民票コード	4 5 6	続柄CD 作成年月日 作成時刻

### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

項番	項目名	7	住民でなくなった事由CD	1	個人番号	4	介護保険資格情報
1	個人番号	8	住民でなくなった届出通知区分	2	版数	5	国民年金資格情報
2	版数	9	減異動理由CD	3	項番	6	児童扶養受給資格情報
3	項番	10	作成年月日		在留期間	7	就学情報
4	住民となった異動年月日	11	作成時刻	5	作成年月日	8	個人番号カード交付状況
5	住民となった届出年月日	12	更新年月日	6	作成時刻	9	住民基本台帳カード交付状況
6	住民となった異動事由CD	13	更新時刻	7	更新年月日		
7	住民となった届出通知区分	履歴_6	<b></b>	8	更新時刻		
8	増異動理由CD	項番	項目名	履歴る	在留期間満了日	6	
9	作成年月日	1	個人番号	項番	項目名		
10	作成時刻	_	版数	1	個人番号	8	
11	更新年月日	3	項番	2	版数		
12	更新時刻	4	備考年月日	3	項番	0	
履歴_2	本籍	5	備考	4	在留期間満了日	8	
項番	項目名	6	作成年月日	5	作成年月日	8	
1	個人番号	7	作成時刻	6	作成時刻		
	版数	_	更新年月日		更新年月日	b	
-	項番		更新時刻	_	更新時刻	8	
-	本籍CD	履歴』			生留カード等番号	8	
	本籍名称	項番			項目名	8	
-	本籍郵便番号		個人番号		個人番号	1	
	作成年月日	_	版数		版数	8	
-	作成時刻		項番	_	項番	8	
	更新年月日		国籍CD	4	在留カード等番号	ř	
00000	更新時刻	200	作成年月日	5	在留カード等番号区分	5	
	筆頭者		作成時刻	-	作成年月日	ž.	
	項目名	-	更新年月日		作成時刻	t:	
	個人番号	8	更新時刻	-	更新年月日		
	版数	0.70	<b>小国人住民年月日</b>		更新時刻	8	
	項番		項目名	通称名		E	
4	筆頭者	1	個人番号	_	項目名	8:	
	作成年月日		版数		個人番号	8.	
	作成時刻		項番	2	版数	0	
1 00000	更新年月日	50000	外国人住民年月日	3	項番	1	
8	更新時刻		外国人住民届出日	4	登録日	8	
	<b>运入前住所</b>	10000	作成年月日	5	通称名カナ	ř.	
	項目名		作成時刻	6	通称名		
	個人番号	110	更新年月日	7	登録市町村コード	8	
-	版数	_	更新時刻	8	登録市町村名	ė.	
-	項番		第30条45	9	削除日	o .	
	転入前住所CD		項目名		削除市町村コード		
	転入前住所住所		個人番号	_	削除市町村名	8	
-	転入前方書	_	版数	_	作成年月日	8	
7	転入前郵便番号		項番		作成時刻	is .	
8	転入前異動年月日	4	第30条45規定区分	_	更新年月日	8	
_	転入前届出年月日	-	作成年月日		更新時刻	2	
	転入前異動事由CD	-	作成時刻		制度個人番号	ii .	
-	転入前住所設定区分		更新年月日	項番	THE PERSON NAMED OF THE PE	li .	
	転入前世帯主氏名		更新時刻		個人番号	8	
-	作成年月日	10200	王紹資格 	-	版数	8	
-	作成時刻	項番	項目名		項番	ć	
	更新年月日		個人番号		制度個人番号	i i	
-	更新年月口		版数			į.	
-		_	項番		作成年月日 作成時刻	E	
項番	主なく情報 頂日名		供留 在留資格CD			60	
		_		1990	更新年月日	0	
-	個人番号	-	作成年月日	100	更新時刻		
	版数	_	作成時刻		2個別事項情報	E.	
	項番 た民でなどなった 年日日	_	更新年月日	項番		8	
	住民でなくなった年月日	8 屋麻 7	更新時刻	- 00	選挙人名簿資格	12	
5	日頃フラグ 住民でなくなった届出年月日	H107/4/L00/2000	在留期間等 10日夕	3	国民健康保険資格情報	81	
0	正成では、なつに順田平月日	<b>吳</b> 笛	項目名	3	後期高齢者医療資格情報		

#### (別添2)特定個人情報ファイル記録項目

#### (2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

#### (3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

2. 特定個人情報の入手(	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において、本人確認書類(身分証明書等)として写真つきの書類または複数点の書類の提示を求めるとともに、届出/申請内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内 容	
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	
リスクに対する措置の内容	・住民基本台帳に関する各届出/申請においては、本人あるいは同一世帯員または、代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人確認及び提出された委任状の確認を行うこととしている。(住基法第27条) ・住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証・監査、証跡機能により住基事務担当者以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ・個人番号は原則、住民票の写し、記載事項証明書以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。(住基法第12条第1項) ・サービス検索・電子申請機能により送信された電子申請データと個人番号カードによる電子署名の突合を行い、確実に本人であることを確認する。また、データ送信の際署名検証も行われるため、本人かの情報のみが送信される。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人	
入手の際の本人確認の措置 の内容	・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民票の記載事項等の聞き取り。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・個人番号カードにより真正性の確認を行う。 ・住基ネットで個人番号の真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保 D措置の内容	住民票の記載等、特定個人情報の入力・修正・削除を行う際は、異動対象者や入力内容に誤りの無いよう、2人以上の担当者によるチェックを実施する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	・住基ネットより取得する場合は、住基事務担当者以外は利用できないような仕組みが構築されている ・申請書類は、鍵付保管庫に保管する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 特定個人情報の使用								
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名システム等における措置 の内容		・番号利用業務以外の部門における住民記録の照会では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。 ・既存住基システムに対して不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。						
	で使用するその他のシ における措置の内容	既存住基システムは、共通基盤システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセ ス制御がされている。						
その作	也の措置の内容	情報セキュリティポリシーに則し、特定個人惰報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及 び研修を実施する。						
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	2: 権限のない者(元職	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
그-+	<b>デ認証の管理</b>	(選択肢> [ 行っている ] 1)行っている 2)行っていない ユーサIDによる識別とバスワート設定されたICカートによる認証を実施しており、認証後は利用機能の						
	具体的な管理方法	認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対 策を実施している。						
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない						
	具体的な管理方法	<ul><li>・市民課長が業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。</li><li>・人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権の失効・追加等を再確認している。</li></ul>						
アクセ	ス権限の管理	(選択肢> 「 行っている ] (						
	具体的な管理方法	異動退職等があった際に、ユーザIDやアクセス権を市民課長が業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。						
特定值	固人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない						
	具体的な方法	・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・既存住基システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。						
その作	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	3: 従業者が事務外で							
リスク	に対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。						
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク							
リスク	・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。							
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定值	固人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの	<b>委託</b>			[	] 委託しない
委託 委託 委託	もによる特定個人情報の もによる特定個人情報の もによる特定個人情報の との終了後の不正な使用 もに関するリスク	不正な提供 保管・消去	に関するリスク に関するリスク	るリスク			
情報保護管理体制の確認		個人情報係 ・入札の通 な措置を請	R護や対策を目的と 知を発送する際に、 じ、適正な管理を行	こして公共機 、個人情報の テうことを書	こ応じて、個人情報保護, 関の認定・認証を取得し D保護に関する法律等を 面にて通知している。 約書を取り交わし、業務	ているか等を 遵守し、個人	確認している。 青報の保護に関し必要
	固人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[	制限している	]	<選択肢> 1)制限している	2)制[	艮していない
	具体的な制限方法	・秘密保持 ・情報セキ	リードにより制限して 契約を本契約とは、 ュリティポリシーの。 ンビニ交付システム	別途締結して 遵守を契約。		可なく更新がで	きない。
特定値いの記	國人情報ファイルの取扱  録	[ ]	記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記	录を残していない
	具体的な方法		(アクセスログ・操作 よる認証から認証		記録する。 :での間、監査証跡の記録	禄を行う。	
特定個	固人情報の提供ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	提供を禁止	こしている			-, <b>, _</b>	
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	提供を禁止	こしている				
特定個	固人情報の消去ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	<b>かていない</b>
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・証明書コ	コンビニ交付システ. ンビニ交付システ <i>ム</i> タは保有しない。		情報のみを補完するよう	にシステムを行	制御しているため、削除
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定(	<b>かていない</b>
	規定の内容	再委託の熱情報資産の 事故発生時 情報資産の	密保持に関する事 禁止又は制限に関す の第三者への提示の 時における報告義務 の保護状況の検査の 質の定めに違反した	する事項 の禁止に関す 路に関する事 の実施に関す	項	び損害賠償に	関する事項
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[ -	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十2 4) 再	分に行っている 委託していない
	具体的な方法	て約定し、		務に関する	し、その中で委託者及び 行為について委託者がá としている。		
その化	也の措置の内容	_		_			
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +2	分である

5. 特	定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [  ]提供・移転しない				
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われるリスク				
特定( の記録	固人情報の提供・移転 は	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない				
	具体的な方法	共通基盤システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組となっている。また、番号法及び個人情報の保護に関する法律上認められる提供以外の受付を行わないようにしている。				
	固人情報の提供・移転 るルール	[ 定めている ] <選択肢> 2) 定めていない (2) ではない (2) ではない。				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	「情報資産利用依頼書」の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。				
その作	也の措置の内容	・情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律等の罰則規定により措置を講じる。				
リスク	への対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている				
リスク	2: 不適切な方法で提信	共・移転が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容		特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止。				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク				
リスク	に対する措置の内容	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び個人情報の 保護に関する法律に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。				
リスク	への対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている				
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[0]接続しない(入手)	[  ]接続しない(提供)						
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク									
リスクに対する措置の内容									
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	2) 十分である						
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容									
リスクへの対策は十分か	[	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である						
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク								
リスクに対する措置の内容									
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	2) 十分である						
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク								
リスクに対する措置の内容									
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	2) 十分である						
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク								
リスクに対する措置の内容	いつ参照を行ったか)の記録をデーく中間サーバ・ソフトウェアにおける・情報提供機能(※)により、情報提供機能(※)により、情報提供機能により、情報提供機能により、情報提供機能により、情報提供機能により、情報提供情報を自動で生成して送付するにといれる情報を自動な対応が求められる情報し、特に慎重な対応が求められる情報し、特に関して選供される明常に提供される明常のでに提供される明常のでに提供される明言のでは、時刻、操作内容のでした職員、時刻、操作内容のでした職員、時刻、操作内容のでした職員、時刻、操作内容のでした職員、時刻、操作内容のでした職員、対しては、	、情報照会・情報提供(どの端末・職・タベースに逐一保存することで、不正 る措置> 提供ネットワークシステムにおける照会 中間サーバにも格納して、情報提供機 寺定個人情報の提供の要求であるか、 がトワークシステムに情報提供を行き は照会者へたどり着くための経経体を については自動応答を行わないよ とに対応している。 理機能では、ログイン時の職員認証の は は は は は は は は は は は は は	Eな提供を防止する。  会許可用照合リストを情報提供  能により、照会許可用照合リストを情報という。  がチェックを実施している。  が際には、情報提供ネットワーク  報を受領し、照会内容に対応した  はるリスクに対応している。  がに自動応答不可フラグを設定  行うことで、センシティブな特定  が他に、ログイン・ログアウトを実  ボ末の操作や、不適切なオンライ						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢>   1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である						

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク							
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。  く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはア						
リスクへの対策は十分か	クセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。						
リスク7: 誤った情報を提供し	3)課題が残されている してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

#### <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい 等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・3	
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[ 十分に周知している ] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ] 〈選択肢〉 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	<川口市における措置> ・共通基盤システムは外部と直接接続できないようにしている。 〈ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。〈証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置〉・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置と自家発電装置を設定している。・火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ設置区域内に新ガス系消化設備を備えている。・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	

7/19	クアップ	[	十分に行	うっている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事は 周知	女発生時手順の策定・	[	十分に行	うっている	]	く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし	]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_					
	再発防止策の内容	1					
⑩死者	皆の個人番号	[	保管し	ている	]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者	<b>皆の個人番号</b>	と同様のフ	方法にて安全	全管理措置を実施する。	
その他	也の措置の内容	-					
リスク	への対策は十分か	[	十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古い	ハ情報	のまま保管さ	れ続ける!	Jスク		
リスク	に対する措置の内容	連携は	まリアルタイ <i>1</i>	ムで行っても	おり、異動情	報は即座に置き変わる。	
リスク	への対策は十分か	[	十分	である	]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去され <sup>・</sup>	ずいつまでも	存在するリ	スク		
消去	<b>手順</b>	[	定め <sup>-</sup>	ている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	手順の内容	くガ, データ	<b>バメントクラウ</b>	ドにおける されないよ	措置> う、クラウド <sup>®</sup>	住基システムにより論理消去。 事業者において、NIST 800-88、 まする。	ISO/IEC27001等に準拠した
その他	也の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か		[	十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録は

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

t M |際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に 防止するための措置の内容 行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村C Sにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システ 必要な情報以外を入手するこ ム上で担保する。 とを防止するための措置の内 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を 行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日 の組み合わせ)の指定を必須とする。 その他の措置の内容 <選択肢> 1 特に力を入れている 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 本人確認情報の入手元を、既存住基システムに限定する。 [ 特に力を入れている 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である リスクへの対策は十分か リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 窓口にて、対面により身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 の内容 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者に 個人番号の真正性確認の措 あっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町 置の内容 村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 特定個人情報の正確性確保 特定個人情報の入力・修正・削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、2人以上 の措置の内容 の担当者によるチェックを実施する。 その他の措置の内容 <選択肢> 特に力を入れている 考が成え 特に力を入れている 課題が<u>残されている</u> リスクへの対策は十分か 1) 2) 十分である リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏 えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、 リスクに対する措置の内容

不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び 盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からの こじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な 情報を保管管理する)を内蔵している。

<選択肢> 特に力を入れている 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用								
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のなし	ハ情報との紐(	付けが行	われるリスク			
宛名シ の内容	ンステム等における措置 E	市町村CSと団体内統合宛名システム間の接続は行わない。						
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容		庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。						
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を力	れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限の	ない職員等)					
ユーサ	<b>デ認証の管理</b>	[ 行っている	]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	生体認証による操作	作者認証を行 <sup>、</sup>	<b>う</b> 。				
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[ 行っている	]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法		アクセス権限	の変更を		させている。 を帳票に出力し、アクセス権の失		
アクセ	ス権限の管理	[ 行っている	]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法		析するために		付与されるよう管理する。 CS及び統合端末において、	アプリケーションの操作履歴の記録		
特定個	固人情報の使用の記録	[  記録を残	している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等の整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。						
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を力	れている	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク								
リスクに対する措置の内容 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。								
リスクへの対策は十分か		[ 特に力をみ	へれている	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	4: 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製され	れるリスク					
リスク	に対する措置の内容	システム上、管理権	重限を与えられ		、情報の複製は行えないに	上組みとする。		
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を力	れている	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託	そに関するリスク							
情報保護管理体制の確認		・外部委託業者を選定する個人情報保護や対策を目・入札の通知を発送する際な措置を講じ、適正な管理・契約時には本契約とは別る。	的として公共 そに、個人情幸 き行うことを	機関の認定・認証を取 最の保護に関する法律 書面にて通知している	又得しているか等 津等を遵守し、個。 。	を確認している。 人情報の保護に関し必要		
	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[ 制限している	]	<選択肢> 1)制限している	2) #	別限していない		
	具体的な制限方法	<ul><li>・生体認証により制限している。</li><li>・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。</li><li>・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。</li></ul>						
特定値いの記	固人情報ファイルの取扱  録	[  記録を残している	<b>5</b> ]	<選択肢> 1)記録を残してい	る 2) 語	記録を残していない		
	具体的な方法	・操作履歴(アクセスログ・ ・操作者による認証から認		までの間、監査証跡	の記録を行う。			
特定個	固人情報の提供ルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) ፲	定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	秘密保持契約により提供を	生禁止している					
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	秘密保持契約により提供を	を禁止している					
特定個	固人情報の消去ルール	[ 定めていない	]	<選択肢> 1) 定めている	2) ፲	定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	消去の委託はしていない。	(情報資産は		返還する旨規定で	されている)		
	2約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2)5	定めていない		
	規定の内容	データの秘密保持に関する 再委託の禁止又は制限に 情報資産の第三者への提 事故発生時における報告 情報資産の保護状況の検 前記各事項の定めに違反	関する事項 示の禁止に 義務に関する 査の実施に	事項 関する事項	置及び損害賠償	に関する事項		
	も	[ 特に力を入れて行っ	ている ]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい	〔行っている 2)- かない 4)↓	ト分に行っている 耳委託していない		
	具体的な方法	・契約時に委託先と秘密保 て約定し、再委託者の当記・情報セキュリティポリシー	核事務に関す	る行為について委託				

その他の措置の内容	-			
スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱	及いの委託におけるその他の	のリスク及びそ	そのリスクに対する措置	
· 5. 特定個人情報の提供•移	転(委託や情報提供ネット	ワークシステ	ムを通じた提供を除く。)	 [ ] 提供・移転しない
スク1: 不正な提供・移転	が行われるリスク			
寺定個人情報の提供・移転 )記録	[  記録を残してい	る ]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法		型し、7年分保	存する。なお、システム上、摂 ついても記録を残す。	・移転の記録(提供・移転日時、操 是供・移転に係る処理を行ったもの
寺定個人情報の提供・移転 :関するルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法等の法令に基づき	₹、提供∙移転	を行う。	
その他の措置の内容			Rセキュリティに関する教育及 の保護に関する法律等の罰り	
Jスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
スク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク			
スクに対する措置の内容		なされないこと	がシステム上担保される。ま	実施しているため、認証できない木た、媒体へ出力する必要がある場
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
スク3: 誤った情報を提供	<ul><li>移転してしまうリスク、誤っ</li></ul>	た相手に提供	/	
リスクに対する措置の内容	る。 また、本人確認情報 クや論理チェック(例えば	指定された検 に変更が生し 、現存する住 る更新の際に	索条件に基づき得た結果を適 うた際には、市町村CSへの登 民に対して転入を異動事由と 住所以外の更新が行われよ	適切に提供・移転することを担保す 登録時点で項目のフォーマットチェッ する更新が行われようとした場合 うとした場合に当該処理をエラーと
	・誤った相手に提供・移転相手方(都道府県サーバへの情報の提供はなされ	)と市町村CS	の間の通信では相互認証を	実施するため、認証できない相手
Jスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
寺定個人情報の提供・移転( る措置	委託や情報提供ネットワー	クシステムを	通じた提供を除く。)における	その他のリスク及びそのリスクに対
		·		

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ 0 ]接続しな	い(入手) [ 0	] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	」 <選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	こいる 2) 十分 こいる	<b>うである</b>
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	こいる 2) 十分 こいる	<b>うである</b>
リスク3: 入手した特定個人情	情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	こいる 2) 十分 こいる	)である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	こいる 2) 十分 こいる	)である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	こいる 2) 十分 こいる	)である
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	こいる 2) 十分 こいる	)である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	てしまうリスク		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	こいる 2) 十分 こいる	)である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	そのリスクに対する措置		

7. 特定個.	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク1: 特	定個人情報の漏	えい・	滅失・毀損リス	ク				
①NISC政府	機関統一基準群	[	政府機	関ではない	]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に遵守しる		2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理	体制	[	特に力を入れ	て整備してい	る ]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に整備しる		2) 十分に整備している
③安全管理	規程	[	特に力を入れ	て整備してい	る ]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に整備しる	て整備している ていない	2) 十分に整備している
④安全管理 員への周知	体制・規程の職	[	特に力を入れ	1て周知してい	る ]	<選択肢> 1)特に力を入れる 3)十分に周知しる	て周知している	2) 十分に周知している
⑤物理的対	策	[	特に力を入れ	て行っている	]	く選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に行ってい	て行っている	2) 十分に行っている
具体的	的な対策の内容	の部 ・出 <i>7</i> ・入道	屋とは区別して し口には生体記 B室管理を徹底	て専用の部屋と 認証による入退	±する。 慰室管理 、ロの均	里をする。 景所を限定する。	長票等の可搬媒	体を保管する保管室は、他
⑥技術的対	<del></del> 策	[	特に力を入れ	に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れっ 3)十分に行ってい	て行っている いない	2) 十分に行っている
具体的	的な対策の内容	ネット ・特定 ファイ	、ワーク上に設 を個人情報ファ イルも最新版か を個人情報ファ	を置している。 マイルを管理して 「適用されるよ	ている≦ う管理し	ナーバは、インターネ èてのサーバには、・ っている。	ペット等の外部ネ ウイルス対策ソ	マットワークから隔離された フトを導入しており、パターン マが残らない方式を採用して
⑦バックアッ	プ	[	特に力を入れ	に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に行ってい		2) 十分に行っている
⑧事故発生! 周知	時手順の策定・	[	特に力を入れ	て行っている	]	く選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に行ってい	て行っている	2) 十分に行っている
機関において	以内に、評価実施 、個人情報に関 なが発生したか	[	発生なし	]		<選択肢> 1)発生あり	2)	発生なし
そのに	内容	_						
再発	防止策の内容	_						
⑩死者の個.	人番号	[	保管し	ている	]	<選択肢> 1) 保管している	2)	(保管していない
具体的	的な保管方法		する個人の個 50年間)保管		、死亡	による消除後、住基	法施行令第34	条第3項(保存)に定める期
その他の措施	置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[	特に力をフ	しれている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 課題が残される		十分である
リスク2: 特定個人情報が古		い情幸	吸のまま保管さ	れ続けるリスク	ל			
リスクに対す	る措置の内容	既存 る。	住基システム。	との整合処理を	を定期的		る本人確認情報	が最新であることを担保す
リスクへの対	†策は十分か	[	特に力をフ	<u></u> しれている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 課題が残される		十分である

リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
消去手順		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	の修正前の・情報セキュ・情報を消去ないて、では、 で一タ消去ないで、機器の情報を消して、機器の情報を消して、機器の情報を消	本人確認情報(履歴 リティ対策基準に即 の廃棄については、 リフト等を利用し、情 った処理、日時、担当 乗等については、機 去の上、復元不可能	情報) に実施 情報を信 報を復 が 者 る と な 状態 に れ た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	及び消除者の本人確認 する。 己録している記録媒体が 元できないように処置し 処理内容を記録する。	5場合、機器内部の記憶装置から、すべて		
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[ 特(	こ力を入れている	]	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れている</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>	いる 2) 十分である いる		
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他	也のリスク及びそのリ	スクに	対する措置			

# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。							
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村C Sにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。							
その他の措置の内容	_							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置 の内容	窓口にて、対面により身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。							
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。							
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。							
その他の措置の内容	-							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

3. 特定個人情報の使用								
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク								
宛名3 の内容	ンステム等における措置 ド	市町	村CSと団体内	羽統合宛名シス	ステム間	の接続は行わない。		
	で使用するその他のシス おける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。						
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[	特に力をみ	しれている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 権限のない者(元職	員、フ	プクセス権限の	ない職員等)	によって			
ューサ	<b>デ認証の管理</b>	[	行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	生体	認証による操作	作者認証を行	う。			
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[	行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	•人事		アクセス権限			させている。 を帳票に出力し、アクセス権の失	
アクセ	zス権限の管理	[	行っている	]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	•不正		析するために			アプリケーションの操作履歴の記録	
特定個	固人情報の使用の記録	[	記録を残	している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	
	具体的な方法	·不正	Eな操作が無し	いことについて	、操作履	(アクセスログ・操作ログ)を 履歴により適時確認する。 定められた期間、安全な場所		
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[	特に力を力	しれている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 従業者が事務外で	使用す	<sup>-</sup> るリスク					
リスク	に対する措置の内容	全職	員を対象とした	:情報セキュリ	リティ研修	<b>を実施している。</b>		
リスク	への対策は十分か	[	特に力を力	しれている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	4: 特定個人情報ファイ	゚ルが	不正に複製され	れるリスク				
リスク	に対する措置の内容	シス <del>-</del>	テム上、管理権	<b></b> 星限を与えられ	た者以	外、情報の複製は行えない(	<b>士組みとする。</b>	
リスク	リスクへの対策は十分か [ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						2) 十分である	
特定個	固人情報の使用における	その	他のリスク及び	「そのリスクに	対する指			
・スク ・統合	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・送付先情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる							

4. 犑	定個人情報ファイルの	の取扱	いの委託			[ ] 委託しない	
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の 契約終了後の不正な使用 そに関するリスク	不正な 保管・	消去に関するリスク	リスク			
情報係	呆護管理体制の確認	個人( ・入札 な措施	青報保護や対策を目的とし ,の通知を発送する際に、( 置を講じ、適正な管理を行	って公共機 個人情報・ うことを書	機関の認定・認証を取得し の保護に関する法律等を 「面にて通知している。	方針の策定、プライバシーマー ているか等を確認している。 遵守し、個人情報の保護に関し 従事者名簿を提出することとし <sup>-</sup>	必要
	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[	制限している	]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない	
	具体的な制限方法	・秘密	認証により制限している。 保持契約を本契約とは別 セキュリティポリシーの遵	途締結し	条件としている。		
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱 !録	[	記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	
	具体的な方法		:履歴(アクセスログ・操作: :者による認証から認証解		までの間、監査証跡の記録	录を行う。	
特定侧	固人情報の提供ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	秘密值	呆持契約により提供を禁止	Ŀしている	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	秘密的	呆持契約により提供を禁止	としている			
特定侧	固人情報の消去ルール	[	定めていない	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	消去の	の委託はしていない。(情幸	報資産は	秘密保持契約により返還で	する旨規定されている)	
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	再委請 情報 事故 情報	の秘密保持に関する事項 氏の禁止又は制限に関する 資産の第三者への提示の 発生時における報告義務に 資産の保護状況の検査の 各事項の定めに違反した場	る事項 禁止に関 に関する 実施に関	事項  する事項	び損害賠償に関する事項	
	も先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	特に力を入れて行っている	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	て約2		引に関する	行為について委託者が全	再委託者が市の指示する事項 ≧ての責任を負うことを定めてい	
その他	也の措置の内容	-					
リスク	への対策は十分か	[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委	託におけるその他のリスク	ク及びその	のリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステム	ムを通じた提供を除く。)	[ ]	提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転 の記録	[ 記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録	を残していない		
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4 者等)をシステム上で管理し 提供・移転が認められなかっ	、7年分保存	字する。なお、システム上、技 いいても記録を残す。				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定め	ていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法等の法令に基づき、抗	是供・移転を	<b>-</b> 行う。				
その他の措置の内容	<ul><li>情報セキュリティポリシーに</li><li>違反行為を行った場合は、</li></ul>		保護に関する法律等の罰り				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分	である		
リスク2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	相手方(都道府県サーバ)と 手先への情報の提供はなさには、逐一出力の記録が残	れないことだ	がシステム上担保される。ま				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分	である		
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った材	相手に提供	・移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転して システム上、既存住基システ ステムに提供することを担保 ・誤った相手に提供・移転して 相手方(個人番号カード管理 ない相手先への情報の提供	テムから入手 きする。 てしまうリス・ ほシステム)と	Eした情報の内容に編集をか クへの措置 E市町村CSの間の通信では	は相互認証を実			
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分	である		
特定個人情報の提供・移転(含 る措置	を託や情報提供ネットワーク <b>シ</b>	ノステムを通	iじた提供を除く。)における	その他のリスク	及びそのリスクに対す		

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接続	しない(入手)	[0]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	」 <選択肢> 1)特に力を <i>別</i> 3)課題が残る	れている 2 されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方	ī法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1)特に力を力 3)課題が残る	、れている 2 されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	<b>青報が不正確であるリスク</b>			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	」 <選択肢> 1)特に力を <i>別</i> 3)課題が残る	、れている 2 されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を <i>入</i>   3)課題が残る	、れている 2 されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	<b>1るリスク</b>			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	」 <選択肢> 1)特に力を <i>別</i> 3)課題が残る	れている 2 れている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	<del>t</del> されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を <i>】</i>   3)課題が残る	れている 2 されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	てしまうリスク		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	] <選択肢> 1)特に力を <i>】</i> 3)課題が残る	、れている 2 されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	そのリスクに対する持	<b>告置</b>	

7. 特	定個人情報の保管・	消去						
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・	滅失・毀損リスク					
①NIS	C政府機関統一基準群	[	政府機関ではなり	l'	]	<選択肢> 1)特に力を入れて遵守してい 3)十分に遵守していない	る	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	≧管理体制	[	特に力を入れて整備し	ている	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る	2) 十分に整備している
③安全	≧管理規程	[	特に力を入れて整備し	ている	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る	2) 十分に整備している
④安全 員への	≧管理体制・規程の職 周知	[	特に力を入れて周知し	ている	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない	る	2) 十分に周知している
⑤物理	里的対策	[	特に力を入れて行って	いる	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	1	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	の部 ・出力 ・入道	- バ室と、データ、プログ 屋とは区別して専用のむ 人口には生体認証による 艮室管理を徹底するため 見設備として監視カメラ等	部屋と る入退: 5出入	する。 室管理 ロの場	所を限定する。 。	设媒(	本を保管する保管室は、他
⑥技術	<b>新的対策</b>	[	特に力を入れて行って	いる	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	1	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	ネット ・特定 ファイ	、ワーク上に設置してい 定個人情報ファイルを管 イルも最新版が適用され 定個人情報ファイルにア	る。 理して いるよう	いる全 6 管理し	ーバは、インターネット等の外も てのサーバには、ウイルス対策 ている。 ・務用端末は、端末側に業務デ	きソフ	小を導入しており、パターン
⑦バッ	クアップ	[	特に力を入れて行って	いる	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	ı	2) 十分に行っている
⑧事战 周知	女発生時手順の策定・	[	特に力を入れて行って	いる	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	ı	2) 十分に行っている
機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし			<選択肢> 1) 発生あり	2)	発生なし
	その内容	_						
	再発防止策の内容	_						
⑩死者	首の個人番号	[	保管していない		]	<選択肢> 1) 保管している	2)	保管していない
	具体的な保管方法	-						
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[	特に力を入れている	5	]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2)	十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスク	に対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。						
リスク	への対策は十分か	[ 特	に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
消去引	戶順	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	システム上	、保管期間の経過した		人情報を一括して削除する仕組	 lみとする。		
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[ 特	に力を入れている	]	〈選択肢〉 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後に市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。								

### Ⅳ その他のリスク対策※

ΤΛ	ての他のリスク	ノハス *
1. 鹽	査	
①自i	⊒点検 	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<川口市における措置> 年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等よる運用状況を確認している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。
②監:	<u></u>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	〈川口市における措置〉 川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従	<b>・</b> 業者に対する教育・	· 终 <del>発</del>
従業	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	く川口市における措置> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。 くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

#### 3. その他のリスク対策

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション提供事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起 因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因 しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション提供事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

### <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシ の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現 する。

# V 開示請求、問合せ

1. 犋	定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求		
川口市総務部行政管理課情報公開文書係   川口市青木2-1-1   048-258-1641				
②請求	<b></b>	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。		
	特記事項	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。		
③手数	<b>牧料等</b>	く選択肢> 1) 有料 2) 無料 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作 (手数料額、納付方法: 成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当 ) 額)		
4個人	人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	個人情報ファイル名	住民基本台帳関係システム		
	公表場所	川口市ホームページ(https://www.city.kawaguchi.lg.jp)(令和5年4月1日より掲載)		
⑤法~	<b>うによる特別の手続</b>	-		
⑥個 》記載等	人情報ファイル簿への不 :	-		
2. 犋	定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ		
①連絡	 各先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641		
②対 /	5方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。		

# VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月26日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	川口市パブリック・コメント手続要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、市広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるよう、評価書(案)を情報政策課・市民課・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日·期間	令和6年12月6日~令和7年1月6日(32日間)
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	_
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年2月6日(木)
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断、承認する。
4. 個人情報保護委員会の	)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

# (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報ー6情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠	_	(別表第二における情報提供の根拠)(追加):番号法別表第二の主務4で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・15・16・20・22・23・24・25・27・28・31・32・33・37・38・39・41・43・45・47・48・50・51・53・55・56・58・59条	事後	根拠となる主務省令を追加記 載するという形式的な変更で あり、重要な変更には該当し ない
平成28年10月18日	I 基本情報ー7評価実施機関 における担当部署-①部署	企画財政部情報政策課	削除	事後	担当課を集約したことによる 変更であり、重要な変更には 該当しない
平成28年10月18日	I 基本情報 - 7評価実施機関における担当部署 - ②所属長	課長 大山 水帆	削除	事後	担当課を集約したことによる 変更であり、重要な変更には 該当しない
平成28年10月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要-2基本情報-⑤保有開始 日	平成27年6月(予定)	平成27年6月	事後	保有開始日確定であり、重要 な変更には該当しない
	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-公営住宅 19	住宅課	住宅政策課	事後	課名の変更であり、重要な変 更には該当しない
	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-受託地区改良事業 35	住宅課	住宅政策課	事後	課名の変更であり、重要な変 更には該当しない
	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-子ども・子育て支援 94	保育課	保育入所課	事後	課名の変更であり、重要な変 更には該当しない
平成28年10月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	保有開始日確定であり、重要 な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - (2)本人確認情報ファイルー⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	保有開始日確定であり、重要 な変更には該当しない
平成28年10月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 – (3)送付先情報ファイルー ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	保有開始日確定であり、重要 な変更には該当しない
		8, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 10 5, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 11	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項):番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・15・16・20・22・23・24・25・27・28・31・32・33・37・38・39・40・41・43・45・47・48・50・51・53・55・56・57・58・59条 (別表第二における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	根拠となる主務省令にあわせて修正記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報-7評価実施機関 における担当部署-②所属長	課長 門脇 伸之	課長 青山 隆志	事後	人事異動による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - (1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項1(市民課証明等発行業務) - ⑥委託先名	株式会社三幸コミュニティマネジメント川口営業 所	株式会社 SDK	事後	委託先変更であり、重要な変 更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 - (1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2(川口駅前行政センター証明発行等業務) - ⑥委託先名	ヒューマンリソシア株式会社	株式会社 セイビ埼玉	事後	委託先変更であり、重要な変 更には該当しない
	(別紙Ⅱ -5-1)番号法第19 条第7号別表第2に定める情 報照会者	_	別紙II-5-1参照 ・項番号追加(74・85の2) ・特定個人情報変更(8・11・16・20・53・10 8・116)	事後	根拠となる主務省令にあわせて修正記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策 - (1)~(3)共通 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策 - (1) ~ (3) 共通 - 7特定個人情報の保管・消去 - 9過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - その内容		・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西ロロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞄の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策 - (1) ~ (3) 共通 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容		本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 関連情報-7評価実施機関 における担当部署-②所属長 の役職名	課長 青山 隆志	市民課長	事後	評価書の様式変更であり、重 要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-予防接種 10	保健センター	地域保健センター	事後	課名の変更であり、重要な変 更には該当しない
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-母子保健 49	保健センター	地域保健センター	事後	課名の変更であり、重要な変 更には該当しない
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-感染症に関する事務 7 0	_	保健所疾病対策課	事後	課名の変更であり、重要な変 更には該当しない
平成30年11月15日	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務-健康増進事業 76	保健衛生課保健センター	保健総務課 地域保健センター	事後	課名の変更であり、重要な変 更には該当しない
平成30年11月15日	皿リスク対策 - (1) ~ (3) 共通 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - その内容	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西ロロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞄の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞄の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。 ・盗難にある公園課及び過去に下属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル 【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを払う賞金振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1、457名分(実人数352名分)	事後	重大事故の発生により追加記 載するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	Ⅲリスク対策 - (1) ~ (3) 共通 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容	本事業の完生を受け、ナータの外部持ち山し前	【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年3月13日	I基本情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-①事 務の名称		住民基本台帳に関する事務	事後	評価書名に合わせて、文中の 事務名を統一。
	I基本情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-②事 務の内容		なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	総務省令の公布に伴い説明 文を追加記載。
令和2年3月13日	I基本情報ー2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステムーシステム1-①システムの名称	住民基本台帳システム(既存住民基本台帳シス	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)	事後	文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I基本情報-2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム-システム1-②システムの機能		7. 住基ネットとの連携機能 国、県、他自治体と住基ネットを介し連携する 機能	事後	文言修正
令和2年3月13日	ファイルを取り扱う事務におい	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住 所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確 認情報の検索を行い、検索条件に該当する本 人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個 人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月 日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を 行い、検索条件に該当する本人確認情報の一 覧を画面上に表示する。	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	I基本情報-2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステムーシステ ム2-③他のシステムとの接 続	[ ]宛名システム等	[〇]宛名システム等	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	て使用するシステムーシステム3-①システムの名称	団体内統合宛名システム	団体内統合宛名システム(宛名システム等)	事後	文言修正
令和2年3月13日	I基本情報ー2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステムーシステム3ー③他のシステムとの接続		[ ○ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等 [ ○ ]その他(中間サーバ)	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	I基本情報ー2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム4ー③他のシステムとの接続	[ 〇 ]税務システム	[ ]税務システム	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	I基本情報-4特定個人情報ファイルを取り扱う理由-①事務実施上の必要性-(2)本人確認情報ファイル	切削担何宗和事体仔本人唯識情報ノバイル及	⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。	事後	文言修正
令和2年3月13日		(略)市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。		事後	総務省令の公布に伴い説明 文を追加記載。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I基本情報-5個人番号の利用	2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (番号整備法:平成25年5月31日法律第28号施行時点) 略 ・第14条 略 ・第24条の2 略	2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) 略 ・第14条 略 ・第22条(転入届) ・第24条の2 略	事後	法改正に伴う変更。
令和2年3月13日	(別添1)事務の内容	図及び備考 省略	図及び備考 省略	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - (1)住民基本台帳ファイルー2基本情報 - ④記録される項目	10項目以上50項目未満	100項目以上	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー2基本情報ー④記録される項目ー主な記録項目	[ ]学校·教育関係情報	[ 〇 ]学校·教育関係情報	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日		市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、情報政策課、税制課、納税課、市民税課、固定資産税課、国民年金課、生活福祉1課、生活福祉2課、介護保険課、障害福祉課、子ども育成課、子育て相談課、地域保健センター、国民健康保険課、高齢者保険事業室	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 - (1)住民基本台帳ファイルー3特定個人情報の入手・使用ー⑦使用の主体ー使用者数	100人以上500人未満	500人以上1,000人未満	事後	上記の変更に伴う、現在のシ ステム登録ユーザー数。
令和2年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項2 一①委託内容	証明書等発行業務、入力業務、戸籍通知及び 報告業務	証明書等発行業務、入力業務、収納業務、フロア案内業務、戸籍通知及び報告業務	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要 - (1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項3 - ⑥委託先名	富士通リース株式会社	日本電気株式会社 関東甲信越支社	事後	現在の契約内容に基づく、委 託先名の変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項3 ー⑦~⑨	再委託しない 以下 省略	再委託する 以下 省略	事後	再委託を行う場合の許諾方法 等について記載を行うもの。
令和2年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要一(1)住民基本台帳ファイ ルー5特定個人情報の提供・ 移転一提供・移転の有無	提供を行っている ( 55 件) 移転を行っている ( 27 件)	提供を行っている ( 57 件) 移転を行っている ( 37 件)	事後	番号法改正及び市条例による 移転事務について記載を行う ことによる件数増。
令和2年3月13日	ルー5特定個人情報の提供・ 移転一移転先2一①~⑦	_	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例に定める事務 以下 省略	事後	市条例による移転事務について記載。
令和2年3月13日	消去一〇 休官期间一ての安  当性	住民基本台帳に記載されている限り保管が必要。住民票消除後5年間は法定保存期間。	住民基本台帳に記載されている限り保管が必要。住民票消除後150年間は法定保存期間。	事後	法改正に伴う変更。
令和2年3月13日	ルー6特定個人情報の保管・	除票となってから5年間でシステムで論理消去。 申請書等の紙媒体については外部業者による 溶解処理を行う。	除票となってから150年間でシステムで論理消去。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	事後	法改正に伴う変更。
令和2年3月13日	(別紙Ⅱ-5-1)番号法第19 条第7号別表第2に定める情 報照会者		表(略)	事後	番号法改正による変更。
令和2年3月13日	(別紙Ⅱ-5-2)番号法第9 条第1項別表第1に定める事 務	表(略)	表(略)	事後	番号法改正による変更及び組織改正による課名変更。
令和2年3月13日	(別紙Ⅱ-5-3)川口市番号 法に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関 する条例に定める事務	_	表(略)	事後	市条例による移転事務について記載。
令和2年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要特定個人情報ファイルの概要ー(2)本人確認情報ファイルー3特定個人情報の入手・使用ー⑦使用の主体ー使用部署	市民課	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、情報政策課、納税課、市民税課、固定資産税課、生活福祉1課、生活福祉2課、介護保険課、障害福祉課、子ども育成課、保育入所課、国民健康保険課、国保収納課、指導課	事後	現行の運用に合わせた変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	II 特定個人情報ファイルの概要特定個人情報ファイルの概要ー(2)本人確認情報ファイルー3特定個人情報の入手・使用ー⑦使用の主体ー使用者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	ルー3特定個人情報の入手・ 使用ー⑧使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	田特定個人情報ファイルの概要 - (2)本人確認情報ファイルー4特定個人情報ファイルの扱いの委託 - 委託事項1 - ⑥委託先名	NECキャピタルソリューション株式会社	日本電気株式会社 関東甲信越支社	事後	現在の契約内容に基づく、委 託先名の変更。
令和2年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(2)本人確認情報ファイルの概要ー(2)本人確認情報ファイルー4特定個人情報ファイル取扱いの委託ー委託事項1ー ⑧再委託の許諾方法	受注者から再委託の理由、再委託先の名称、 代表者及び所在地、再委託する業務内容にお ける再委託の承認依頼を受け、許諾を判断して いる。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	事後	再委託を行う場合の許諾方法 等について記載を行うもの。
令和2年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - (2)本人確認情報ファイルー6特定個人情報の保管・消去 - ②保管期間 - その妥当性	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	法改正に伴う変更。
令和2年3月13日	II 特定個人情報ファイルの概要ー(3)送付先情報ファイルー2基本情報ー③対象となる本人の範囲ーその必要性	市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	市町村は、個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー(3)送付先情報ファイルー2基本情報ー④記録される項目ーその妥当性	機構に対し、法令に基づき(略)	機構に対し、個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき(略)	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - (3)送付先情報ファイル - 3特定個人情報の入手・使用 - ⑤本人への明示	今後、法令上に記載が行われる予定。	個人番号の通知及び個人番号カードの交付に 係る事務を機構へ一部委任することについて は、個人番号カード省令第35条(通知カード、 個人番号カード関連事務の委任)に記載されて いる。	事後	総務省令の公布に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	-3特定個人情報の人手・使  用ー⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて(略)	個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて(略)	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年3月13日	田特定個人情報ファイルの概要 - (3)送付先情報ファイル - 3特定個人情報の入手・使用-⑦使用の主体-使用部署	市民課	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(3)送付先情報ファイルー3ー⑦使用の主体ー使用者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - (3)送付先情報ファイル - 3 - ⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者 の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等 の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて (略)	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて(略)	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年3月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 - (3)送付先情報ファイル - 4特定個人情報ファイル取扱いの委託 - 委託事項1 - ⑥ 使用先名	NECキャピタルソリューション株式会社	日本電気株式会社 関東甲信越支社	事後	現在の契約内容に基づく、委託先名の変更。
令和2年3月13日	-4特定個人情報ファイル取	受注者から再委託の理由、再委託先の名称、 代表者及び所在地、再委託する業務内容にお ける再委託の承認依頼を受け、許諾を判断して いる。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	事後	再委託を行う場合の許諾方法 等について記載を行うもの。
令和2年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - (3)送付先情報ファイル - 5特定個人情報の提供・移転 - 提供先1 - ①法令上の根拠	総務省令に記載予定	個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年3月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 - (3)送付先情報ファイル - 5特定個人情報の提供・移転 - 提供先1 - ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知 カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	総務省令の公布に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	表(略)	表(略)	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(1)住民基本 台帳ファイルー2特定個人情 報の入手ーリスク2ーリスクに 対する措置の内容	・住民記録に関する各届出/申請においては (略)	・住民基本台帳に関する各届出/申請においては(略)	事後	文言修正
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(1)住民基本 台帳ファイルー2特定個人情 報の入手ーリスク3ー入手の 際の本人確認の措置の内容	・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など) と住基情報等の聞き取り。	・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など) と住民票の記載事項等の聞き取り。	事後	文言修正
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル~(3)送付先情 報ファイル~4特定個人情報 の取扱いの委託 - 再委託先 による特定個人情報ファイル の適切な取扱いの確保 - 具 体的な方法	・契約時に、再委託先についても秘密保持契約を締結している。	・契約時に委託先と秘密保持契約を締結し、その中で委託者及び再委託者が市の指示する事項について約定し、再委託者の当該事務に関する行為について委託者が全ての責任を負うことを定めている。	事後	現在の契約内容に基づく、記載の変更。
	Ⅲリスク対策ー(1)住民基本 台帳ファイル~(3)送付先情 報ファイルー7特定個人情報 の保管・消去一⑨過去3年以 内に、評価実施機関におい て、個人情報に関する重大事 故が発生したかーその内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年3月13日	皿リスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル~(3)送付先情 報ファイル-7特定個人情報 の保管・消去一⑨過去3年以 内に、評価実施機関におい て、個人情報に関する重大事 故が発生したか-再発防止策 の内容	【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース2を削除するもの。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(1)住民基本 台帳ファイルー7特定個人情 報の保管・消去ーリスク3ー消 去手順ー手順の内容	保存年限(除票後5年)経過後は既存住基システムにより論理消去している。	保存年限(除票後150年)経過後は既存住基システムにより論理消去	事後	法改正に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(2)本人確認 情報ファイルー2特定個人情 報の入手ーリスク1~4	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 — (2)本人確認 情報ファイル — 3 — リスク1 ~ 4	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 — (2)本人確認 情報ファイルー4特定個人情 報の取扱いの委託	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 — (2)本人確認 情報ファイルー4特定個人情 報の取扱いの委託	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (2)本人確認情報ファイル - 5特定個人情報の提供・移転 - リスク1~3	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 — (2)本人確認情報ファイル — 5特定個人情報の提供・移転 — リスク3	認証できない相手先への情報の移転はなされ ない	認証できない相手先への情報の提供はなされ ない	事後	文言修正
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (2)本人確認情報ファイル - 7特定個人情報の保管・消去 - リスク1 - ②	十分に整備している	特に力を入れて整備している	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (2)本人確認 情報ファイルー7特定個人情 報の保管・消去ーリスク1 - ④ 安全管理体制・規程の職員へ の周知	十分に周知している	特に力を入れて周知している	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (2) 本人確認 情報ファイル - 7特定個人情 報の保管・消去 - リスク1 - ⑤ ~8	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	皿リスク対策 - (2)本人確認 情報ファイル - 7特定個人情 報の保管・消去 - リスク1 - ⑩ 死者の個人番号 - 具体的な 保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 消除後、平成14年6月10日総務省告示第33 4号(第6-8(1)市町村長における本人確認情 報の消去)に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 消除後、住基法施行令第34条第3項(保存)に 定める期間(150年間)保管する。	事後	住基法施行令が改正されたた め。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(2)本人確認 情報ファイルー7特定個人情 報の保管・消去ーリスク1	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(2)本人確認 情報ファイルー7特定個人情 報の保管・消去ーリスク2・3	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日		システム上、平成14年6月10日総務省告示第 334号(第6-8(1)市町村長における本人確 認情報の消去)に定める保存期間を経過した (略)	システム上、住基法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した(略)	事後	法改正に伴う変更。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(3)送付先情報ファイルー2特定個人情報の入手ーリスク1~4	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	の入手ーリスク3ー特定個人	(略)、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	(略)、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(3)送付先情報ファイルー3特定個人情報の使用ーリスク1~4	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	皿リスク対策ー(3)送付先情報ファイルー3特定個人情報の使用ーリスク2ー特定個人情報の使用の記録ー具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(略)	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(略)	事後	記載誤りのため。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(3)送付先情報ファイルー4特定個人情報の取扱いの委託	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(3)送付先情報ファイルー4特定個人情報の取扱いの委託	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (3)送付先情報ファイル - 5特定個人情報の提供・移転 - リスク1~3	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (3)送付先情報ファイルー7特定個人情報の保管・消去ーリスク1 - ②③	十分に整備している	特に力を入れて整備している	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (3)送付先情報ファイルー7特定個人情報の保管・消去ーリスク1 - ④	十分に周知している	特に力を入れて周知している	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (3)送付先情報ファイル-7特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑤~	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策ー(3)送付先情報ファイルー7特定個人情報の保管・消去ーリスク1	十分である	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (3)送付先情報ファイル-7特定個人情報の保管・消去-リスク2・3	十分に行っている	特に力を入れている	事後	規程の整備を行い、それを元 に運用を行っている。
令和2年3月13日	Ⅲリスク対策 - (3)送付先情報ファイル-7特定個人情報の保管・消去	(略)、速やかに市町村CSから削除される。 (略)バックアップは取得しない予定である。	(略)、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 (略)バックアップは取得しない。	事後	現行の運用に合わせた変更。
令和2年3月13日	IVその他のリスク対策-1監査-②監査	_	また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定 期的に行うこととしている。	事後	実際の実施状況に基づき記載。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	IVその他のリスク対策 - 2従 業員に対する教育・啓発	-	・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。	事後	実際の実施状況に基づき記載。
令和2年3月13日	V開示請求、問合せ-1特定 個人情報の開示・訂正・利用 停止請求-②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開 示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24 条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に 必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年3月13日	V開示請求、問合せ-1特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-③手数料等-手数料額、納付方法	(1枚10円、白黒A3版まで)	(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当 額)	事後	詳細な説明を加えたもの。
令和2年3月13日	WI評価実施手続-1基礎項目 評価-①実施日	平成26年11月17日	令和元年11月7日	事後	基礎項目評価実施日の変更 (5年経過による再実施)
令和2年3月13日	WI評価実施手続-2国民・住 民等からの意見の聴取-② 実施日	平成26年12月17日(水)~平成27年1月16日(金)の31日間	令和元年11月20日(水)~令和元年12月20日(金)の31日間	事後	本再実施によるパブリックコメ ント実施日の変更
令和2年3月13日	WI評価実施手続-3第三者点 検-①実施日		令和2年1月29日(水)	事後	本再実施による点検日の変更
令和2年10月22日	I基本情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-②事 務の概要		なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	総務省令の公布に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム―システム 2ー ②システムの機能	7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知:個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日	ファイルを取り扱う埋由一①事  務実施上の必要性 	(3)送付先情報ファイル :市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	(3)送付先情報ファイル :市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日	Ⅱファイルの概要ー(3)送付 先情報ファイルー2基本情報 ー③対象となる本人の範囲ー その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日	Ⅱファイルの概要 - (3)送付 先情報ファイル - 2基本情報 - ④記録される項目 - 主な記 録項目	[〇]その他(通知カード及び交付申請書の送付 先の情報)	[O]その他(個人番号通知書及び交付申請書 の送付先の情報)	事後	総務省令の公布に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	II ファイルの概要 - (3)送付 先情報ファイル - 2基本情報 - ④記録される項目 - その妥 当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日	II ファイルの概要 - (3)送付 先情報ファイル - 3特定個人 情報の入手・使用 - ③入手の 時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに 個人番号の通知対象者が生じた都度入手す る。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日	Ⅱファイルの概要 - (3)送付 先情報ファイル - 3特定個人 情報の入手・使用 - ⑤本人へ の明示	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日	先情報ファイルー3特定個人	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日	先情報ファイルー3特定個人 情報の入手・使用ー⑧使用方 法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日	II ファイルの概要 - (3)送付 先情報ファイル - 5特定個人 情報の提供・移転 - 提供先1 - ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知 書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日		市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	総務省令の公布に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	エファイルのベ安ー(3)运り   先情報ファイルー5特定個人	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに 個人番号の通知対象者が生じた都度提供す る。	事後	総務省令の公布に伴う変更。
令和2年10月22日		No.7 保育入所課 私立幼稚園就園奨励補助 金に関する事務であって規則で定めるもの	_ ※以後通し番号8~10を、7~9に変更。	事後	事業の廃止。
	皿リスク対策ー(2)本人確認 情報ファイルー2特定個人情 報の入手ーリスク3ー個人番 号の真正性確認の措置の内 容	・住基ネットで個人番号の真正性の確認を行う。	・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	総務省令の公布に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月25日	いて使用するシステムーシス テム1-②システムの機能	2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の記載されている事項(以下 「住民票」という。)に変更があったときに、記載 内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から 住民に関する記載を消除する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳の照会 住民基本台帳がら該当する住民に関する記載を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出 証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発 行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成 する機能 7. 住基ネットとの連携機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新 たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載で更 住民基本台帳の記載されている事項(以下 「住民基本台帳に記載されている事項(以下 「住民要」という。)に変更があったときに、記載 内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を消除する機能 4. 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能 5. 帳票の等し、コード通知票等の各種帳票の等し、コード通知票等の各種帳の統計機能 6. 住民票の等し、コード通知票等の各種帳 位民票の等し、コード通知票等の各種帳 を民票の等し、日本学の表表を作成 する機能 7. 住民集計表を作成 する機能 7. 住民集計表を作成 する機能 8. 法務省との連携機能 9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、市町村通知 の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能 9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、市町村通知 の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能 10. コンビニ交付システムへの連携機能 10. コンビニ交付システムへは民基本台帳情報を 連携する機能	事前	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
令和4年2月25日	I基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム1-③ほかのシステムとの接続	[]その他( )	[O] その他(証明書コンビニ交付システム)	事前	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更
令和4年2月25日	I基本情報-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム6	_	[O] その他(証明書コンビニ交付システム)	事前	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項)以下略	事後	令和3年9月1日施行の番号 法改正に伴う号ずれにかかる 変更
令和4年2月25日	(別添1)事務内容	既存事務の内容を記載	証明書コンビニ交付システムを追加	事前	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託の有無※	3件	5件	事前	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更
令和4年2月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項4	_	証明書コンビニ交付システムのサービス利用を 追加	事前	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
77和442月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項5	_	川口市マイナンバーカード交付関連業務委託を 追加	事前	川口市マイナンバーカード交 付関連業務委託(令和4年5 月予定)開始に伴う変更
令和4年2月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー 提供先1・①法令上の根拠・②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	令和3年9月1日施行の番号 法改正に伴う号ずれにかかる 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 – (1) 住民基本台帳ファイルー6特定個人情報の保管・消去 – ①保管場所	<川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック 扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パス ワードの認証が必要。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンター に設置しており、データセンターへの入館及び サーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間 サーバのデータベース内に保存され、バックアッ プもデータベース上に保存される。	<加口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック 扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パス ワードの認証が必要。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンター に設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <証明書かる措置> ・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 ・システム事業者の正規職員による24時間36 5日体制によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に新ガス系消化設備を備えている。 ・停電区中内に新ガス系消化設備にも対応できる耐震・免震構造となっている。	事前	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー6特定個人情報の保管・消去ー③消去方法	<川口市における措置>除票となってから150年間でシステムで論理消去。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	〈川口市における措置〉 除票となってから150年間でシステムで論理消去。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 〈証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置〉・証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを補完するようシステムを制御しているため、消除されたデータについては、自動的に消去される。	事前	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更
令和4年2月25日	皿リスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル - 4特定個人情 報の取扱いの委託 - 特定個 人情報ファイルの閲覧者・更 新者の制限 - 具体的な方法	・ID/パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。	・ID/パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。 ・証明書コンビニ交付システムに係る委託においては、本市の許可なく更新ができない。	事前	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
令和4年2月25日	Ⅲリスク対策ー(1)住民基本 台帳ファイルー4特定個人情 報の取扱いの委託ー委託契 約中の特定個人情報ファイル の取扱いに関する規定	定めていない	定めている	事前	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
令和4年2月25日	Ⅲリスク対策ー(1)住民基本 台帳ファイルー4特定個人情 報の取扱いの委託ー特定個 人情報の消去ルールールー ルの内容及びルール遵守の 確認方法	_	<証明書コンビニ交付システムにおける措置> ・証明書コンビニ交付システムでは、最新情報 のみを補完するようにシステムを制御している ため、削除されたデータは保有しない。	事前	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月25日	Ⅲリスク対策一(1)住民基本 台帳ファイルー7特定個人情 報の保管・消去ーリスク1:特 定個人情報の漏洩・滅失・毀 損リスク⑤物理的対策一具体 的な対策の内容	<川口市における措置> ・共通基盤システムは外部と直接接続できないようにしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<川口市における措置> ・共通基盤システムは外部と直接接続できないようにしている。  〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  〈証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。 ・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電源装置と自家発電装置を設定している。・火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ設置区域内に新ガス系消化設備を備えている。・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。	事前	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更
令和4年2月25日	Ⅲリスク対策 ー(1)住民基本 台帳ファイルー4特定個人情 報の取扱いの委託ー特定個 人情報ファイルの閲覧者・更 新者の制限ー具体的な方法	・ID/パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。	・ID/パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。 ・証明書コンビニ交付システムに係る委託においては、本市の許可なく更新ができない。	事前	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更
令和4年2月25日	Ⅲリスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル - 4特定個人情 報の取扱いの委託 - 委託契 約中の特定個人情報ファイル の取扱いに関する規定	定めていない	定めている	事前	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更
令和4年2月25日	Ⅲリスク対策 ー(1)住民基本 台帳ファイルー4特定個人情 報の取扱いの委託ー特定個 人情報の消去ルールールー ルの内容及びルール遵守の 確認方法	_	<証明書コンビニ交付システムにおける措置> ・証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを補完するようにシステムを制御しているため、削除されたデータは保有しない。	事前	証明書コンビニ交付サービス 開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月25日	Ⅲリスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル - 7特定個人情 報の保管・消去 - リスク1:特 定個人情報の漏洩・滅失・毀 損リスク⑤物理的対策 - 具体 的な対策の内容	ようにしている。	〈川口市における措置〉・共通基盤システムは外部と直接接続できないようにしている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 〈証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置〉・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電源装置と自家発電装置を設定している。・火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ設置区域内に新ガス系消化設備を備えている。・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。	事前	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
令和4年2月25日	皿リスク対策ー(1)住民基本 台帳ファイル〜(3)送付先情 報ファイル〜7特定個人情報 の保管・消去一⑨過去3年以 内に、評価実施機関におい て、個人情報に関する重大事 故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。
令和4年2月25日	Ⅲリスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル~(3)送付先情 報ファイル~7特定個人情報 の保管・消去一⑨過去3年以 内に、評価実施機関におい て、個人情報に関する重大事 故が発生したかーその内容	公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)	_	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月25日	皿リスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル~(3)送付先情 報ファイル-7特定個人情報 の保管・消去一⑨過去3年以 内に、評価実施機関におい て、個人情報に関する重大事 故が発生したかー再発防止策 の内容	公営競技事務所において、以下の取り組みを 行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化または パスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎに は、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を 残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	_	事後	事故発生から3年経過したため記載を削除するもの。
令和4年2月25日	WI評価実施手続-1基礎項目 評価-①実施日	令和1年11月7日	令和4年1月13日	事後	本再実施による基礎項目評価 実施日の変更
令和4年2月25日	WI評価実施手続-2国民・住 民等からの意見聴取-②実 施日・期間	令和元年11月20日(水)~令和元年12月20日(金)の31日間	令和3年12月1日~12月31日	事後	本再実施によるパブリックコメ ント実施日の変更
令和4年2月25日	WI評価実施手続-2国民・住 民等からの意見聴取-④主な 意見の内容	_	個人情報の開示についてのご意見。	事後	パブリックコメント意見を記載
令和4年2月25日	WI評価実施手続-3第3者点 検実施日-①実施日	令和2年1月29日(水)	令和4年2月22日(書面会議)・・・答申確定日	事後	本再実施による点検日の変更
令和4年2月25日	VI評価実施手続-3第3者点 検実施日-②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に 諮問	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に 諮問 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面にて会議を実施した。 【書面会議概要】 ①1月21日資料送付 ②審議会委員からの質疑意見受付・審議会委員への質疑応答概要の送付(1月22日~2月4日) ③審議委員からの第3者点検チェック表受理(2月4日~2月14日) ④審議会答申(案)送付・意見受付(2月15日~2月24日)	事後	本再実施による審議方法の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	の取扱いの委託 - ⑥委託先 名	契約締結前	パーソルテンプスタッフ株式会社 埼玉営業部	事後	川口市マイナンバーカード交 付関連業務委託開始に伴う変 更
	田特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー⑨再委託事項	未定	コールセンター業務	事後	川口市マイナンバーカード交 付関連業務委託開始に伴う変 更
令和4年4月1日	田特定個人情報ファイルの概要 - (1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項1 - ⑥委託先名	株式会社 KDS	株式会社 アイヴィジット	事後	委託先が変更したことに伴う 変更
令和5年3月24日	I 基本情報ーIー2ーシステム 2ー②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入): 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入):個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年3月24日	(別添1)事務の内容	(図中) 7-①特例転入(住民→担当課) 7-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 7-③送信(他市町村→市町村CS)	(図中) 7-①送信(他市町村→市町村CS) 7-②送信(市町村CS→既存住基システム) 7-③特例転入(住民→担当課)	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	(別添1)事務の内容(備考)	7-①特例転入を受け付ける。 7-②統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う 7-③.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 7-④.住基ネットを通じて市町村CSから転出証明書情報を受信し、既存住基システムにおいて転入処理を行う。	7. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)7-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。7-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。7-③転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「6. 本人確認に関する事務及び機構への情報照会に係る事務」を参照)を行う。※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報と消去する。※7-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、7-①・②を行う。7-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年3月24日	I 基本情報ー2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム7ー①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事後	サービス検索・電子申請機能 の利用に伴う見直し
令和5年3月24日	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム7 - ②システムの機能		【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を 行った際の申請データ取得画面又は機能を、地 方公共団体に公開する機能	事後	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要ー(1)住民基本台帳ファ イルー3. 特定個人情報の入 手・使用ー②入手方法	[〇]その他(住基ネット)	[O]その他(住基ネット、サービス検索・電子申請機能等)	事後	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	概要(住民基本台帳ファイル)	<川口市における措置> 以下略 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<川口市における措置> 以下略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの 操作によって実施されるため、通常、中間サー バ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者 が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間 サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事 業者において、保存された情報が読み出しでき ないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)(別紙3)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とすることしたため
令和5年3月24日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策ー(1)住民基本台帳ファ	・住基ネットから入手する場合は、市町村CSの 認証・監査、証跡機能により住基事務担当者以 外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録 が保持される仕組みが確立されている。 ・個人番号は原則、住民票の写し、記載専頂証	・住民基本台帳に関する各届出/申請においては、本人あるいは同一世帯員または、代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人確認及び提出された委任状の確認を行うこととしている。(住基法第27条)・住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証・監査、証跡機能により住基事務担当者と以は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。・個人番号では明示せず、住民票の写し、記載事項証明書以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。(住基法第12条第1項)・サービス検索・電子申請機能により送信された電子申請データと個人番号カードによる電を招する。また、データ送信の際署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。	事後	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(住民基本台帳ファイル・ 本人確認情報ファイル・送作報ファイル)ー4. 特定個 先情報ファイルの取り扱いの 委託一情報保護管理体制の 確認	・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律、川口市個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。	・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)ー5. 特定個人情報の提供・移転ーリスク1:不正な提供・移転ー特定個人情報の提供・移転の記録ー具体的な方法	台、との職員がとの特定個人情報をいつ誰に 対し何のために提供したかがすべて記録される 仕組みとなっている。また、番号法及び川口市	共通基盤システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組となっている。また、番号法及び個人情報の保護に関する法律上認められる提供以外の受付を行わないようにしている。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月24日	-5. 特定個人情報の提供・ 移転ーリスク3:誤った情報を	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び個人情報の保護に関する法律に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に伴う変更
令和5年3月24日	定個人情報の開示・訂正・利	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24 条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に 必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、 第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請 求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更
令和5年3月24日	V 開示請求、問合せー1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求一④個人情報ファイル簿の公表・開示場所	[行っていない]	[行っている] 川口市ホームページ (https://www.city.kawaguchi.lg.jp)(令和5年4月 1日より掲載)	事前	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項5	川口市マイナンバーカード交付関連業務委託	川口市マイナンバーカード交付関連業務委託を 削除	事後	特定個人情報ファイルを取り 扱わない契約となったことによ る削除
令和6年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 - (3)送付先情報ファイルの概 - 3.特定個人情報の入手・使用 - 3入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに 個人番号の通知対象者が生じた都度入手す る。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。 個人番号カード交付申請書に係る送付先情報は、新たに個人番号交付申請書を作成する必要が生じた場合、または住民の氏名、住所、生年月日、在留期間等に変更があった場合に都度入手する。	事後	個人番号カード交付申請書に 係る情報の入手時期・頻度を 追記したもの。
令和6年6月10日	の取扱いの委託-委託事項1 -⑥委託先名	株式会社 アイヴィジット	株式会社 アイネスリレーションズ	事後	委託先が変更したことに伴う 変更
令和6年11月26日	手・使用ー⑦使用の主体ー使 用部署	戸塚支所	東川口駅前行政センター	事後	組織改正に伴う名称変更のため
令和6年11月26日	手・使用一⑦使用の主体一使 用部署	戸塚支所	東川口駅前行政センター	事後	組織改正に伴う名称変更のため
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要 - (3)送付先情報ファイルー3. 特定個人情報の入手・使用ー⑦使用の主体ー使用部署	戸塚支所	東川ロ駅前行政センター	事後	組織改正に伴う名称変更のため
令和6年11月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-(1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項6		「東川ロ駅前行政センター証明発行等業務」を 追加	事後	東川口駅前行政センター証明 発行等業務の開始に伴う変更
令和6年11月26日	(別添1)事務の内容	図 省略	図 省略	事前	住民基本台帳システムのガバ メントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託の有無	5件	6件	事前	ガバメントクラウド環境構築業 務の開始に伴う変更
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要ー(1)住民基本台帳ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項5		「ガバメントクラウド環境構築業務」を追加	事前	ガバメントクラウド環境構築業 務の開始に伴う変更
令和6年11月26日	亜 – (1)住民其太公帳ファイ	に設置しており、データセンターへの入館及び サーバ室への入室を厳重に管理する。	く川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要。 くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施されたクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータイースに保存され、バックアップも本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 く中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ・プラットフォームはデータセンターに設の入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータイース内に保存され、パックアップもデータセンターへの入室を厳重に管理する。・・中間サーバのデータイース内に保存され、パックアップもデータ、一へ工とに保存される。 ・ご明書第行サーバはデータセンターにおける措置>・証明書発行サーバはデータセンターに設置しており、設置場所への入退室は生体認証による管理を行っている。・システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。・・システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。・・・フステム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。・・データセンターは震度7の地震にも対応できる耐震・免震構造となっている。	事前	住民基本台帳システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
要- 令和6年11月26日 ル-	特定個人情報ファイルの概 ー(1)住民基本台帳ファイ ー6. 特定個人情報の保 ・消去ー③消去方法	<川口市における措置> 除票となってから150年間でシステムで論理消去。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業が特定の機やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業といるにおいて、保存された情報が読み出しる。 <証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ・証明書コンビニ交付システムでは、最新情報のみを補完するようシステムを制御しているたが、消除されたデータについては、自動的に消去される。	〈川口市における措置〉 除票となってから150年間でシステムで論理消去。申請書等の紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務で一タは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・特定のはあれるによの、通常、中間サーバ・プラットオームの保守・運用を行う事業者が時を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出してきないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	住民基本台帳システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	管・消去ーリスク1:特定値人 情報の漏えい・滅失・毀損リス クー⑤物理的対策-具体的な 対策の内容	<川口市における措置> ・共通基盤システムは外部と直接接続できないようにしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンター、設置場所への入退室者管理、有た、設置場所はデータセンターの専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <証明書コンビニ交付システムのデータセンターに設置し、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <証明書コンビニ交付システムのデータセンターに設置よる情でである。・停電等によるデータの消失を防ぐため、無停電派送しるででまるデータの消失を防ぐため、無停電派によるデータの消失を防ぐため、無停電派によるデータの消失を防ぐため、からによるデータの消失を防ぐため、がる。・・停電源によるデータの消失を防ぐため、一くの消失を防ぐため、無停電が災によるデータの消失を防ぐため、一くの対している。	・共通基盤システムは外部と直接接続できないようにしている。  〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドについては政府情報システムのでキュリティ制度(ISMAP)のリストにとしているいたクラウドサービスから調達することと書には入れたクラウドサービスがら調達することを業には、外のでできるよう適切ない。 ②事前に持ている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②事前に許明できないこととしているが出ている。 ②事前に許明できないこととしている。 一中間サーバ・プラットフォームを著としている。 ・中間サーバ・プラットフォームをデータセーを開発し、他では、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	事前	住民基本台帳システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	対策ー(1)住民基本台帳ファイルー7.特定個人情報の保管・消去ーリスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構	事	住民基本台帳システムのガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策ー(1)住民基本台帳ファ イルー7. 特定個人情報の保 管・消去ーリスク3:特定個人 情報が消去されずいつまでも 存在するリスクー消去手順ー 手順の内容	保存年限(除票後150年)経過後は既存住基システムにより論理消去。	保存年限(除票後150年)経過後は既存住基システムにより論理消去。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準 拠したプロセスにしたがって確実にデータを消 去する。	事前	住民基本台帳システムのガバ メントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	IV その他のリスク対策-1. 監査-②監査-具体的な内容	期的に行うこととしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>	<川口市における措置> 川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。 くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたり受けサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事前	住民基本台帳システムのガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	IV その他のリスク対策 - 2. 従業員に対する教育・啓発	く川口市における措置> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。  〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉	事前	住民基本台帳システムのガバ メントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日		<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	くガバメントクラウドにの業務データの取扱いに対メントクラウド上での業務データの取扱いにでいては、当該業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いにで連用を受けるASP又はガバメントクラウド運用等が発生する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等原則としてガバメントクラウド事業るとでが対シントクラウド事業をとでいてもといても、がバメントクラウドをととないでは、対がメントクラウドをとないが、対が大の場合は、大がバメントクラウドに起アプリケーとと対が、カービスを持ている。また、ガバメントクラウドに起アプリケーとと対が、カービスの場合に、地方公共団体にアプリケーを提供者が対応する。場合は、大が、カーに対して、いずのとは、大が、カーにでは、大が、カーに、大が、カーに、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、	事前	住民基本台帳システムのガバ メントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策- (1)住民基本台帳ファイルー 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が 行われるリスク -その他の措置の内容	の罰則規定により措置を講じる。	・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に 関する法律等の罰則規定により措置を講じる。	事後	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が 行われるリスク -その他の措置の内容	の罰則規定により措置を講じる。	・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に 関する法律等の罰則規定により措置を講じる。	事後	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更
令和6年11月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策- (3)送付先情報ファイルー 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が 行われるリスク -その他の措置の内容	・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例 の罰則規定により措置を講じる。	・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に 関する法律等の罰則規定により措置を講じる。	事後	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更
令和6年11月26日	VI 評価実施手続一 1. 基礎項目評価一 ①実施日	令和1年10月1日	令和6年8月1日	事後	基礎項目評価実施日の変更(重要な変更による再実施)
令和6年11月26日	VI 評価実施手続ー2国民・ 住民等からの意見聴取ー② 実施日・期間	令和3年12月1日~12月31日	令和6年9月2日~令和6年10月1日(30日間)	事後	本再実施に伴うパブリックコメ ントの内容を反映するもの
令和6年11月26日	VI 評価実施手続ー2国民・ 住民等からの意見聴取ー④ 主な意見の内容	個人情報の開示についてのご意見。	委託先及び再委託先企業の選定についてのご 意見。	事後	本再実施に伴うパブリックコメ ントの内容を反映するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	VI 評価実施手続一3. 第三者点検一①実施日	個人情報の開示についてのご 令和4年2月24日(書面会議)・・・答申確定日。	令和6年11月18日	事後	本再実施に伴う第三者点検の内容を反映するもの
令和6年11月26日	VI 評価実施手続一3. 第三者点検一②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に 諮問 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面にて会議を実施した。 【書面会議概要】 ①1月21日資料送付 ②審議会委員からの質疑意見受付・審議会委員への質疑応答概要の送付(1月22日~2月4日) ③審議委員からの第3者点検チェック表受理(2月4日~2月14日) ④審議会答申(案)送付・意見受付(2月15日~2月24日)	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に 諮問	事後	本再実施に伴う第三者点検の内容を反映するもの
令和7年2月27日		【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報 提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定 個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項) (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、66、67、70、74、77、80、84、85の2、8 9、91、92、94、96、101、102、103、10 5、106、108、111、112、113、114、11 6、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・8・1 0・12・13・14・15・16・20・22・23・24・25・ 27・28・31・32・33・37・38・39・40・41・4 3・45・47・48・50・51・53・55・56・57・58・ 59条 (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報連携主務省令)第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(第1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) 【情報照会の根拠】なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	Ⅱ ファイルの概要(住基ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑧使用方法	(省略) ・番号法別表第一に掲げる事務を処理するため 住民票関係情報を同一機関内において移転を する。 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネット ワークシステムを介し情報照会者へ住民票関係	(省略) ・番号法別表に掲げる事務を処理するため住民票関係情報を同一機関内において移転をする。 ・情報提供ネットワークシステムを介し情報照会者へ住民票関係情報を提供する。	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月27日	II ファイルの概要(住基ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	提供を行っている ( 57 件) 移転を行っている ( 37 件)	提供を行っている ( 60件) 移転を行っている ( 36 件)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月27日	II ファイルの概要(住基ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1	・番号法第19条第8号別表第2に定める情報 照会者(別紙Ⅱ-5-1参照)	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省 令第2条の表に定める情報照会者(別紙 II -5 -1参照)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月27日	Ⅱ ファイルの概要(住基ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙II-5-1参照)	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省 令第2条(別紙 II -5-1参照)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月27日	Ⅱ ファイルの概要(住基ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙II-5-1参照)	番号法第19条第8号に基づく情報連携主務省 令第2条の表に定める事務(別紙 II -5-1参 照)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月27日	Ⅱ ファイルの概要(住基ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先1	別表第1の左欄に掲げる者(別紙Ⅱ-5-2を参照)	番号法第9条第1項別表の左欄に掲げる者(別紙 II-5-2を参照)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月27日	Ⅱ ファイルの概要(住基ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙 II -5-2を参照)	番号法第9条第1項別表(別紙Ⅱ-5-2を参照)	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	Ⅱ ファイルの概要(住基ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務(別紙Ⅱ-5-2を 参照)	番号法第9条第1項別表の右欄に掲げる事務 (別紙 II -5-2を参照)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月27日	Ⅱ ファイルの概要(住基ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) - 移転先2	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務(別紙 II-5-3を参照)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務(別紙 II-5-3を参照)	事後	文言修正による変更
令和7年2月27日		川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例第3条、第4条	事後	文言修正による変更
令和7年2月27日	II ファイルの概要(住基ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先2②移転先における用途	条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務 (別紙 II -5-3を参照)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2及び第3の第2欄に掲げる事務(別紙II-5-3を参照)	事後	文言修正による変更
令和7年2月27日	別紙Ⅱ	表省略	表省略	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年2月27日	I 基本情報ー2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム8ー①システムの名称		窓口DXSaaS(書かない窓口システム)	事前	窓口DXSaaS(書かない窓口シ ステム)導入に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システムの機能		1 申請書の自動作成機能 窓口における申請内容の聞き取りやマイナン バーカード等の読み取りにより、必要事項をシ ステムに入力することで、申請書を自動作成す る機能 2 基幹系システムとのデータ連携機能 基幹系システムから書かない窓ロシステムへ のデータの取り込みや書かない窓ロシステムから基幹系システムへのデータ連携機能 3 手続案内機能 ライフイベントごとに設定された質問に答えることで、必要な手続きを洗い出し、一覧表に出力するとで、必要な手続きを洗い出し、一覧表に出力するとで、必要な手続きを洗い出し、一覧表に出力するとで、必要な手続きを洗い出し、一覧表に出力する機能 4 ワンスオンリー機能 聞き取りやマイナンバーカード等の読み取りにより作成した申請内容を複数の窓口で何度も聞き取ることなく、繰り返し活用する機能	事前	窓口DXSaaS(書かない窓口システム) 導入に伴う変更
令和7年2月27日	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム8 - ③他のシステムとの接続		[ 〇 ]既存住民基本台帳システム	事前	窓口DXSaaS(書かない窓口システム)導入に伴う変更
令和7年2月27日	(別添1)事務の内容	図 省略	図 省略	事前	窓口DXSaaS(書かない窓口システム)導入に伴う変更
令和7年2月27日	VI 評価実施手続一 1. 基礎項目評価一 ①実施日	令和6年8月1日	令和6年11月26日	事後	基礎項目評価実施日の変更 (重要な変更による再実施)
令和7年2月27日	VI 評価実施手続ー2国民・ 住民等からの意見聴取ー② 実施日・期間	令和6年9月2日~令和6年10月1日(30日間)	令和6年12月6日~令和7年1月6日(32日間)	事後	本再実施に伴うパブリックコメ ントの実施期間を反映するも の

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	VI 評価実施手続-2国民・ 住民等からの意見聴取-④ 主な意見の内容	委託先及び再委託先企業の選定についてのご 意見。	意見なし	事後	本再実施に伴うパブリックコメ ントの内容を反映するもの
令和7年2月27日	VI 評価実施手続一3. 第三者点検一①実施日	令和6年11月18日	令和7年2月6日	事後	本再実施に伴う第三者点検の内容を反映するもの
令和7年11月27日	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム1 - ③他のシステムとの接続	[〇]その他 (証明書コンビニ交付システム)	[〇]その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)	事後	事務の実態に合わせ修正
令和7年11月27日	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム2 - ③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等	[ ]宛名システム等	事後	事務の実態に合わせ修正
令和7年11月27日	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム3 - ③他のシステムとの接続	[〇]住民基本台帳ネットワークシステム	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	事後	事務の実態に合わせ修正
	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム4 - ③他のシステムとの接続	[ ]税務システム	[〇]税務システム	事後	事務の実態に合わせ修正
令和7年11月27日	I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システム5 - ③他のシステムとの接続	[]既存住民基本台帳システム	[〇]既存住民基本台帳システム	事後	事務の実態に合わせ修正
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 - (1)住民基本台帳ファイル - 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託の有無 ※	6件	7件	事後	事務の実態に合わせ修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - (1)住民基本台帳ファイル ー 4特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 - 委託事項7	_	川口市マイナンバーカード交付関連業務委託を 追加	事後	事務の実態に合わせ修正
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 - (2)本人確認情報ファイルー4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託の有無※	1件	2件	事後	事務の実態に合わせ修正
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 - (2) 本人確認情報ファイル ー 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 - 委託事項2	_	川口市マイナンバーカード交付関連業務委託を 追加	事後	事務の実態に合わせ修正
令和7年11月27日	セスにおけるリスク対策ー(1)	「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、(略)	(略) ②地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、(略) ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は(略) ⑦地方公共団体やアプリケーション提供事業者等の(略)	事後	文言修正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	₩その他のリスク対策 – 3そ	ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。(略)地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理	ついては、当該業務データを保有する地方公共 団体及びその業務データの取扱いについて委 託を受けるアプリケーション提供事業者等が責 任を有する。 (略) 地方公共団体に業務アプリケーションサービス	事後	文言修正による変更